

会

議

午前 10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（森 温繁君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位 5番。1つ、伊豆医療圏における共立湊病院の役割と救急医療対策について。2つ、市内一般廃棄物処理業者の冷蔵庫、テレビの不法処分について。3つ、集中改革プランとまち並保存、幼稚園、保育所の再編計画について。

以上3件について、番 沢登英信君。

〔番 沢登英信君登壇〕

番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党下田市議団を代表いたしまして、議長から紹介いただきました3点について、市民の目線に立って質問いたします。市長の明快なる答弁を期待いたします。

まず第1に、伊豆医療圏、賀茂2次医療圏におきます共立湊病院の役割と救急医療対策について質問いたします。

共立湊病院は国立病院、診療所の再編成により、公設民営の全国初の事例として下田賀茂市5町1村で構成する共立病院組合に移譲され、管理を社団法人地域医療振興協会に委託し、5診療150病床で平成9年10月1日開設されました。平成13年4月には、併設施設として介護老人保健施設なぎさ園を開所し、平成15年11月には感染病棟4床を開設しまして、現在のご案内のように8診療科目154病床となっております。

耐用年数40年と言われますこの病棟が築35年を経過し、病院の附帯設備も24時間365日稼働しているわけで、20年が耐用年数と言われております。老朽化しているわけであります。

平成15年9月26日、病院建設検討委員会が立ち上げられました。先月第6回の建設検討委員会の開催では、南高跡地への移転案も、公設では国・県の補助金が出なくなり、80億円以上もかかる建設は不可能であると、振り出しに戻った感があります。

そこで、この4年間にわたる検討を市長はどのようにお考えか、湊病院の将来の展望につ

いてどのようにお考えになっているのか、所信をお尋ねいたします。

移転は病院が生き残る策である、合併という枠組みの中で県の支援策を得て進めていくしかないとのこの主張は、本末転倒したものではないかと思うわけでございます。病院が残るかどうかが第一の問題ではなく、伊豆医療圏の中で住民がどのような医療サービスを受けることができるのか、どのような医療を求めているかこそが大切であります。

伊豆医療圏には 10病院 5診療所があります。病院を見ますと 10病院中 2病院は精神、3病院は療養型で、一般病室は 9病院 324病床でございます。皆様のお手元に資料を配付していただいておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

そのうち 150床が共立病院でございます。したがって、地域の中核病院として、福祉の支援医療機関として、また救急病院、人間ドックなど予防目的を持っている、山間僻地医療、災害対策医療を担い、民間医療機関と協力して地域医療の水準の向上を図る目的を持っている病院だと思うわけでございます。

そこで、伊豆医療圏におきます湊病院の役割を市長はどのようにお考えなのか、所見を伺いたいと思います。

共立湊病院新病院基本構想（17年3月策定）によりますと、現在の 8診療科目に産科、循環器科、泌尿器科を増設した 1診療科を基本に 200病床を確保するとされております。特に、産科の増科は早急に求められていると思います。どのように 3診療科目 200病床を実現するのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

伊東市民病院（250床）は、インターネットで全国に産科医を募集し、医師を確保したそうでございます。修善寺の日赤病院も地域住民の署名運動にこたえ、医師が確保されました。地域医療振興協会に何人の産科医がいらっしゃるのかお尋ねいたします。

順天堂や浜松医大を初め地域医療振興協会ですら医師の確保が困難な科目は、枠を広げ医師を確保する必要があると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、救急医療体制について。ドクターヘリヘリポートの設置充実とドクターヘリの夜間飛行の実現についてお尋ねいたします。

平成 16年 3月、県東部ドクターヘリが導入され、今年 7月には順天堂静岡病院の屋上に新ヘリポートが完成配備されました。救急救命の向上に大変寄与するもので、喜ばしいことでございます。しかし、各地から病院に着くまでの平均は 70分かかっております。そこで、伊豆医療圏におけるドクターヘリポートの整備が必要であると思うわけでございます。また、夜間は飛行しておりません。夜間のドクターヘリの飛行の実施の課題が求められていると思

ます。整備の状況と夜間ヘリの展望について、市長の所見を明らかにしていただきたいと思
います。

平成 17年 1月から 12月までの下田地区消防組合下田・河津・南伊豆地区での救急搬送人員
は 2,544人、管内医療機関 1,892人、管外の医療機関に 651人で、うち 137人がドクターヘリに
よるものでございます。137人のうち 99人が転院搬送で、病院から病院に搬送しているわけ
でございます。99人中 47人が共立湊病院からの転院でございます。

伊豆医療圏におきます平成 16年 6月の個々によりま す受診状況は 1万 2,408件、湊病院は
2,837件、23%、圏域外で最も多く受診している機関は順天堂大学附属静岡病院で 1,271人、
全体に占める割合は 10%となっております。残念ながら共立湊病院を第 3次医療機関にする
ことは困難であると思うわけでございます。2.5病院にするとしても、第 3次病院への搬送が
どこの地区にあっても必要であるという現状は変わらないと思うわけでございます。

2点目に、市内一般廃棄物処理業者の冷蔵庫、テレビの不正処分について質問をいたしま
す。

株式会社栄協メンテナンスの粗大ごみの中間処理、破碎処理委託については、市からの搬
入量と残渣として燃えるごみが市に持ち込まれる量に大差がないなど指導する必要があるこ
とを、この議会でも指摘してまいりました。そこに読売新聞が不要家電はどこへという特集
を 10月 17日から 21日まで 5回連載をいたしました。これは家電リサイクル法のシステムは、
廃家電製品の 5割程度しか乗っていないこと、このリサイクル法の不備を告発する内容のも
のであります。

この中で、また 11月に入ってから、毎日、朝日、静岡新聞初めNHKのニュースでも、
下田方式として株式会社栄協メンテ ナンスが家電 4品目処理を格安で始め、ここに大半の廃
家電が持ち込まれ、冷蔵庫の断熱材フロンは 2年前、テレビの鉛を含みますブラウン管の処
理は 失礼しました。2年前 2年前から不法に行われていたことが報道されました。国、
環境省のアンケート調査で明らかになったようではありますが、行政の指導責任も厳しく問わ
れているところでございます。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が平成 13年 4月から施行され、消費者、
小売店、指定取引場所、家電メーカーのリサイクル工場の流れのもと、リサイクル率 50%以
上を目指すとされました。ところが、このルート外としての一般廃棄物の許可を受けて、一
般廃棄物の許可を下田市はどうして平成 13年 9月にこの会社に出したのでしょうか、お尋ね
をいたします。

この会社の社長は、平成 13 年の下田市への申請許可について、県、環境省、経済通産省など関係機関との協議の中で、一般廃棄物処理の許可をもらえば、出せばよいと言われたと、地域住民の利便を考えたと言っているわけでございます。

そこで、栄協メンテナンスは廃掃法に関してどのような許可を持っているのか、お尋ねいたします。また、家電 4 品目の許可はどのような経過で、どのような条件が付され出されたものか、お尋ねをしたいと思います。

ご案内のように、この業としての一般廃棄物の業は、施設の許可は県知事、業の許可は下田市長ということになるわけですから、県との協議や指導がなくして、この許可がおりるわけがないわけであります。その協議の経過をきっちり文書として、この議会に提出をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

2 点目としまして、この不法処理はいつから始められいつやめられたのか。その間、何キログラムのフロンガスやブラウン管のこの鉛のガラスが何台どこで処分されたのか。そのことによるこの栄協メンテナンスさんの利益は幾らだったのか。また、適正と言われている冷媒フロンの処理はどこでどう処理されているのか調査したか、その結果を明らかにしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

3 点目としまして、環境汚染の影響はどのようなものか、取り返しがつくものなのか。また、栄協メンテナンスのこの不法処分で、フロンガス等環境汚染物質を放出しリサイクルを妨げた責任を市はどう問おうとしているのか、お尋ねをいたします。

月曜日の S B S の放送で市長もコメントされておりましたが、市内の小売店業者はこのリサイクル法の流れに乗せずに、50 キロも離れている伊東の集積所に持っていくのは大変だとかこういう発言をされておりました。一般廃棄物としてやってはいけないこの会社への流れがなかったのかどうなのか。月曜日のテレビ放送は、そのような疑問を大きく疑わせるものであったと思うわけでございます。

4 点目としまして、栄協メンテナンスとこの契約及び許可については、改めてすべて見直すべきであると考えますがいかがでしょうか。

具体的にその例を 1 つ申し上げますと、廃掃法第 7 条より許可業者は条例で定める収集運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。つまり、粗大ごみ 1 キログラムにつき 20 円とする市条例に、1 キログラム 31 円にしております。この会社のチラシが先日も新聞折り込みされているわけでございますが、明らかにこれは清掃法違反ということになると思うわけでございます。この点についての見解と指導についてお尋ねをし

ていきたいと思うわけでございます。

次に、5点目としまして、監督不行き届きを理由として職員にしました処分は、何ら問題を解決するものではないと考えます。なぜ業者をしっかりと指導監督してこなかったのか、またできなかったのか、その意思もなかったのではないかとこの疑問にこたえていないからでございます。

そこで、行政の公の仕事が利益を得るための不法な事業にかえられるようなことがあってはいけません。徹底的な調査をし、原因こそ究明をすべきでございます。市は県及び国に協力を求め、専門の職員を含めチームをつくり、このようなことがなぜ起きたのか、環境汚染の浄化はどうすればよいのか、業者にどのような責任をとってもらうのが妥当なのか、これらを検討すべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

念のために申しますと、11月14日の朝日新聞によりますと、業者は市から何の説明も受けていないと言っていますが、県の廃棄物リサイクル室は、許可業者が知らなかったでは済まされないと記事で指摘をしているところでございます。

さて、3点目の集中改革プランとまちなみ保存、幼稚園、保育所の再編計画について質問をいたします。

集中改革プランでは、財政再建はなかなか困難、できないではないかと思うわけですが、市長はこの点をどうお考えになっているのか、まずお尋ねいたします。

なぜなら歳入歳出を合わせるだけの計画で、既に幼稚園統廃合計画等は破綻をしていると言っているかと思うわけでございます。人件費削減が最大の改革プランでは、悪循環に陥るばかりであります。具体的には、実質公債費比率が20.4で、早期是正基準18%を大きく超えていると。公債費負担適正化計画を来年2月までに策定するとされておりますが、どのように策定をしようとしているのでありましょか、お尋ねいたします。

白浜大浜海水浴場の不法営業を取り締まり、美しく健全で安全な海水浴場をつくる、四季型観光地を目指す、この施策を実現する観光を中心とした市内経済の循環システムをつくっていく、このような活性化の具体的な政策が、このプランで提起がされているでしょうか。

2点目として、このような観点から見ますと、補助金の一律削減が何をもたらしているのか。特に、観光協会への補助金削減によってどのような問題が引き起こされているのか、どのように市長は認識されているのか、お尋ねいたします。

下田を代表する黒船祭のこの財源の多くが、寄附金を予定をしているところであります。市と契約した業者、建設業界に寄附金をお願いするなどの仕組みは改めて、新たな取り組み

を創造すべきと考えますがどのようなお考えか、改めてお尋ねしたいと思います。

3点目としまして、自主財源の面から見ますと、平成 19年度は財源移譲が実施されるわけでございます。歳入の見込みはどうなっているのか、また高齢者を苦しめている高齢者控除による増収分、年金控除の減少、定率減税の廃止による増額は、収入税金の増は幾らになるのか。私の見解では、自主財源は増になっても減ることはないのではないかと思いますのでございますがいかがでしょうか。歳入を増やすこの努力を、市長はどのようにあわせてされるのか、お尋ねいたします。

次に、旧南豆製氷所の保存利用をどう進めるのか、またまちなみ保存をどう進めようとしているのか、お尋ねをいたします。

旧南豆製氷所の登録文化財の申請はどのようになっているのでしょうか。そこに住む人々が心豊かに住み続けられることができるような町にするためには、何といたしましては所有者の協力が必要だと考えます。まちなみ保存の観点からは、市民文化会館の松は旧下田小学校の記念樹と言えと思いますが、松葉が茶色く変色し枯れかかっております。枯れないようぜひ対策をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、集中改革プランと幼稚園、保育所の再編計画の関係についてお尋ねいたします。

平成 13年の幼保一元化部会答申では、幼稚園と保育所を統合し幼保園 6園をつくる、平成 17年度までにはモデルケースとして白浜に幼保園を建設する、園舎は 1棟で職員室と運動場を共同し建設費の削減を図りつつ、地域の子供たちは地域で育てるとしてまいりました。

平成 17年 3月には幼保一元化推進委員会報告、幼保一元化に向けての幼稚園、保育所の再編計画書の答申が公表されました。平成 14年から実施されてきました幼稚園教諭と保育士との人事交流とは一体何であったのか、どういう効果をもたらしたのか、お尋ねをいたします。まさに二転三転するこの当局の方針により、右往左往させられただけではなかったのかというように思いがぬぐえないわけでございます。

下田、稲生沢、白浜、浜崎、朝日、稲梓地区等 4グループに分け、稲生沢幼稚園は第 3保育所と統合し、幼保園を平成 2年から開設する。稲梓幼稚園は平成 2年から幼保園を開設するとされております。また、下田市立学校の再編整備についての中間答申（平成 18年 8月 21日答申）でも、稲梓幼稚園は現有施設を維持活用しつつ、今後、幼稚園と保育所を一体化した施設を整備するとしております。

ところが、中間財政見通しによります集中改革プランによれば、稲生沢幼稚園の再編、下田幼稚園への統合は平成 19年度から 740万円の歳出減、稲梓幼稚園の再編は平成 20年から 810

万円の減、学校調理場の再編平成 20年 1,300万円の支出減を見込んでいるところであります。幼稚園、保育所等の再編計画とこの集中改革プラン、食い違いがあることは明らかであります。市長はこのことをどのように理解をしているのか、お尋ねをいたします。これらの計画の市民合意をどのように図り進めていこうとしているのかも、あわせてお尋ねいたします。

幼保一体化した施設とは認定子ども園だとしますと、これは待機児童対策でありまして、入所するあるいは入園する子供たちが入り切れない、こういうための施設であります。したがって、民設民営によるものであると思うわけでございます。財政困難で建設はしないということになりますと、市長は公立幼稚園、保育所を民間に譲渡しようという考えなのか。老朽化激しい幼稚園、保育所の建設は一切しないという見解に立っているのか、所見をお尋ねをしたいと思うわけでございます。

以上で、質問の主旨説明を終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） 傍聴席はちょっと静粛に願います。

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

傍聴人に申し上げます。傍聴人、ご静粛に。

市長、答弁。

市長（石井直樹君） 最初に共立病院の問題につきましてのご質問でございました。

この4年間の建設検討委員会の流れを見て、市長はどのように考えておられるのか。この問題につきましては、検討委員会の中での議論が大変遅くなっていることは事実だったというふうに思います。先般、我々が管理者である南伊豆の町長さんに検討委員会を早く立ち上げてほしいと、開催をしてほしいという要望に従いまして先般、開催をされたわけでありましてけれども、その中でいろいろな病院の問題点が出てまいりました。

議員が今おっしゃるように、県の支援を受けてやるというのは本末転倒だというご指摘がありましたけれども、それでは例えば病院の問題を今後、例えば現在地に建てる、あるいは移転をするという問題につきまして、どこからその財源が確保できるのか。議員はどのようにお考えになっているのかわかりませんが、やはりそういう中での支援策もしっかり視野に入れながら、考え方を付けていかなければならないという私は認識を持っております。

この病院の問題につきましては、先般の検討委員会の中で現在地の問題、それから移転の問題ということが中心で話されたわけでありましてけれども、まず 1点はその中で示された建築費が8億を超えるという大きな財源の見通しが出てまいりました。やはり私自身は、そんなお金なんかどこを考えたって出てくるわけではないわけでありまして、この数字だけをと

られれば病院建設は無理であります。その中で病院組合の方からは、現在地の耐震化ということが一案として出されてきました。

議員もご存じのように、あそこの病院は大変老朽化している部分があるわけでありまして、建設部分の、あれは棟に分かれています。棟あるんです。一番古いのが、患者が入院している病棟ですね。これが昭和45年の建物であります。それから、外来棟の方が4年と聞いております。比較的后で補修的なものをしておりますのできれいさはあるんですが、両方ともやはり大きな建物は古い建物であります。この中でまず耐震をしていったらいいのではなからうかというのが、管理者側から示されました。

この耐震という問題につきましても、いろいろ問題点があるのではなからうかというふうに思います。まず150床ある病室に入っている患者さんを入れながら耐震なんかできっこないわけですから、じゃ、その患者さんをどうするんだという問題も当然出てきます。いろいろな問題点が出てくるわけであります。

耐震をした場合に、そうすればまた何十年というのは、施設はもつんでしょうけれども、現在は病院組合が地域医療振興協会に委託をしております。指定管理者として受けていただいているわけでありましてけれども、あのエリアでそれでは何十年先のことを考えたときに、果たして今の現状、下田市と南伊豆町の住民でほとんど入院、それから通院の患者は80%を超えている現状を踏まえたと、当然人口減があったときに、果たしてその病院自身が経営ができるのかという問題もあります。

ですから、耐震をした場合で、その病院が残ってくれるかという問題点も当然出てくるわけありますので、その辺と建設費用、それから耐震化費用という問題、いろいろ細かい問題点が出てきましたので、とりあえず検討委員会の下幹事会の中で細かいものを詰めて、また建設検討委員会の方に向けようというのが、今の現状であります。

やはり先々病床も200床という要望が出ておりましたけれども、今の圏域の中で考えますと、この病床を増やすということは、まず不可能であるというように私は認識をしております。やはり50床も増やすということは当然、今の段階でも、この伊豆圏域の中で与えられた病床を上回っている病床の状況でございますので、50床新たにつくるということは、まず法的にも不可能であろうという中で、当分は150床の病院ということを基本的に考えていかざるを得ないのかなと。将来にわたっては、そういう200床という可能性もあるのかもしれませんが、今の現状ではそのような認識をまず持っております。

それから、地域医療振興協会で何人の産科医を抱えているのかというご質問。これは私は

全くわかりません。地域医療振興協会が全国に病院展開をしているわけですが、この中で産科医をどのくらい抱えているかという数字は、ちょっと急な質問されてもちょっとお答えできない。担当課も多分わからないと思いますので、何かの段階でまた調べてみたいというふうに思います。

ただ、新しい病院を移転することによって、ベッド数を増やすということについては現在、共立病院が抱えている 8つの診療科目に 1つぐらいは増やせるのかというような形の中で、前回の検討委員会の中でもちょっと示されました。それは産科であります。産科なんです。いわゆる循環器系と泌尿器系の科目はちょっと無理じゃないかということで、1つ増やすということであれば、産科を増やしたいという要望は、一応この中で出ておりました。しかしながらご存じのように、全国的に産科医が少ないという中で、果たしてこの産科も新しく増やすことができるのか、これもこの幹事会の中でいろいろ議論をして検討をしていくというような形でございます。

共立病院の関係では、ご質問はその程度だったのかなというふうに思いますが、また答弁漏れがあったらご指摘をお願いしたいと思います。

それから、ドクターヘリ関係なんです、まず当然ドクターヘリは今、夜間は飛べないわけでありまして、これは法律上、夜間のドクターヘリの運行はできません。やはり安全面ということ考えたときに法律上、ドクターヘリの夜間運行はできないという状況になっておりますので、これはご理解をいただきたいと思います。

このドクターヘリが運行してからの救命率が大変上がっていることは事実でありますし、また基幹病院のない、第 3次の病院がないこの地域では、このドクターヘリに頼るしかない。その中で順天堂の静岡病院の屋上にヘリポートができたおかげで大変、運行時間も約 10分ほど縮まっておりますので、これについては大変ありがたいというような状況下であります。

現在は、この地区においてのヘリポートは敷根公園であります。しかしながら、この圏域いわゆる下田の消防署区内の中での、やはりドクターヘリの一番飛んでいるのは 青野川ですね。青野川のところにあるヘリポートからの運行が、やはり一番数は多いわけなんです。というのは、共立病院へ例えば救急車で運んで、その段階で飛ぶという例が一番多い。あとは敷根の公園から飛ぶのが 2番目でありますけれども、これはやはり救急救命士あるいは医者の判断で、そこから飛ばせるということでヘリが飛んでくるというような形でございます。

下田市にとりましては、とりあえずはそこが指定のヘリポートでありますけれども、昨年、国・県の方をお願いをいたしまして、まどか浜海遊公園の臨時のヘリポート対応ということ

でやらせていただいておりますので、これはまた 1年ごとの更新ということで、今後も県の方をお願いをして、利用勝手のいいドクターヘリの離発着の場所 として確保はしていきたい、こんなふうに思います。

それから、2つ目の市内の一般廃棄物の関係でございます。

今回、この家電 4品目の処分のうちのテレビと、それから冷蔵庫の処分方法が一般廃棄物の処理基準に適合しておりませんで、新聞報道等大変市民の方々にもご心配をかけました。大変申しわけなく思っているところであります。

原因等は、また後ほど担当の方から説明をさせていただきますが、行政側がこの法改正ということをよく理解をしませんで、その後 2回の許可更新を行ったということは、指導不足ということは全く我々の責任であろうかというふうに思います。この責任をとりまして、関係した課長 2人戒告処分、そして係長を訓告処分、そしてまた監督責任ということで、私初め助役を減給処分ということで、今回の議会に特例条例を提案させていただきます。今後、このようなことが行政側のミスで起きないように、しっかり職員にその立場というものを徹底していきたい、このように思います。大変申しわけございませんでした。

それから、いろいろ議員の方からご質問が出ましたことにつきましては、助役並びに担当課長の方から細かく説明をさせていただきたいと思っております。

集中改革プランといろいろなまちなみ保存と幼稚園の問題等のご質問がございました。

まず、この集中改革プランをどのように考えているのか。これは財政再建をしております下田市といたしましては、この集中改革プランの本来は完全実施でいきたいところであります。やはりそうしなければなかなか厳しい財政運営になるということで、努力をしていくわけでありまして、なかなか目標は完全実施でありますけれども、諸般の事情でこれがかかない部分があれば、また違う方法でこのような財政再建に立ち向かっていく気概を私自身は持っているわけでありまして。

それから、収入を増やすのは何を考えているのかということにつきましては、昨日のほかの議員のご質問にたしか出てきたというふうに思いますけれども、幾つかの点を述べさせていただきましたが、法定外新税を導入するとか、あるいは議員がよくおっしゃっています滞納という徴収対策をしっかりしなさい、これはまさにそのとおりであります。それから、使用料、手数料を公平な視野に立っての見直し、それからもし市有地で未利用地があれば、これを有効利用に使うのであればこういうところも売却をしていくと、このような形 の中での新たな財源確保というのができるのではなからうかというふうに思います。

観光協会等の補助金の減額ということについてどのように考えているかということであり、ますけれども、やはり財政再建の中で各種補助金等の見直しをさせていただいた中でのやむを得ずの処置でございます。それによって観光協会も自立をしていこうというような動きが出てまいりました。ですから、何でもかんでも行政からお金をもらってやるという姿勢ではなくて、何らかの形で努力をしていく。例えば、観光協会の職員も、その補助金の中から給料をもらっている。これもやはり来なければ給料を下げようというような形で、給料を下げるといような動きにもなるわけでありまして、商工会議所もわかりであります。

そういう中で、行政側も今大変厳しい中で職員の給料カットというのも取り組んでいるわけでありまして、民間団体といえどもしっかりそういう同じような考え方を持って、補助金から給料をもらうということではなくて、やはり自分たちの収入を上げるという努力をして、その中から人件費も捻出するような方向性を持っていていただきたい、このように思っています。

海水浴場の問題につきましては、特に 夏季対の問題が大きな問題でございますので、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

南豆製氷の保存等のまちなみ整備ということでございますけれども、これはもう既に民間の方々が大きく動き始めています。この 12月からは、大工さんだとか左官屋さんだとかトビ職、あるいはよその建築専門学校の生徒さんたちがボランティアで、この南豆製氷の傷んでいるところを自主的に直していこうというような動きが出てまいりました。

これにつきましては、所有者の方にもご理解をいただいて、とにかく今屋根が大変傷んでいる。それから、雨漏りがする。放っておけばどんどん劣化をするわけでありまして、市民の方々が、こういうふうに分たちのお金を出してやろうという動きがどんどん出てきて、この 12月9日辺からずっと年末にかけて、そういう市民の方々のボランティア作業が始まるようであります。ぜひこういうような形で、市民の皆さん方が自分たちでこういうところを直したり、作り出していこうという意向は大変ありがたいと思うわけでありまして、行政からお金をもらってやるということじゃなくて、自分たちがやろうというような動きにつながってきたのは、大変まちづくりとしてはありがたい動きだろうというふうに思います。

それから、有形登録文化財の件ですね。これ教育委員会の方でわかっていますか。答弁できますか。じゃ、教育委員会の方から。大体流れは私もわかっているんですけども、ちょっと言い間違えると困りますので、教育委員会の方からご報告申し上げます。

それから、市民会館の松ですか。松が……。昔の小学校のところにあった赤松が確かにず

っと保存されていい状態でありましたけれども、 体枯れてしまいました。先般、樹木医に入っていて調べてもらったところ、これは 体はだめです。ということで、多分近々切らなければならない。もう 体の方にも松くい虫の関係が少し移っておりまして、 松の材線虫というんですか、その何かあれが見られるということで、これは薬をしばらくちょっと投入をして、何とかそれを生き返らせるというか、生き長らえるというか、そういう保存をちょっとやってみようという今動きはあるところであります。

それから、幼稚園の関係の問題でありますけれども、集中改革プランとの整合性というようなことでありますけれども、先ほど言った集中改革プランは、我々も完全実施というのを目指したいんですけれども、やはり今回の稲生沢幼稚園の問題もありましたように、父兄との話し合いというのが大変大事でありましたので、この辺はしっかり今後も合意をいただけるような形で考えていくわけでありまして。

認定子ども園の関係につきましては、昨日しっかりと答弁をさせていただきましたので、あのような形になっていくのかなというふうには思っておりますけれども、まだ現実、下田の場合は幼稚園と保育園の統廃合、統合なりいわゆる廃止、そういうものをしっかり先に進めていくという答弁をさせていただいたとおりであります。

その中で、教育委員会の中に教育委員会部局と保育園の関係の福祉事務所との意思の疎通というか、そういうものをしっかりやる中で、同じ部局で話ができるようなものを来年度に向けてつくっていききたいと、今準備をしているところであります。

認定子ども園につきましては、昨日の答弁の中で言いましたように、やはり新しく建てるとなると民設民営でなければ補助金対象になりませんので、多分、方向性とすればそういう形になってくるのではなかろうか、こんなふうな形を持っております。その中で、そうすると現実今ある保育園とか幼稚園の耐震の問題と か、施設はどうしていくんだということも、この財政見通しの中で計画を一つずつ立てながら残すところは残す、それから統合するところは統合するための耐震だとか、そういうようなことも議論をしていく必要があるのかなと、こんなふう考えております。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） それでは、一般廃棄物処分業者は廃掃法に関してどのような許可を持っているのかというようなことですが、一般廃棄物収集運搬業、し尿を除く許可です。それと、一般廃棄物収集処分業、浄化槽汚泥の許可を持っています。一般廃棄物処分業、粗大ごみ、瓶、ガラス等、テレビ、冷蔵庫を除く家電の破碎等、愛玩動物の焼却

等の許可を持っています。

それと次に、家電 4品目の処分業の許可は、どのような経過でどのような条件が付されたかというようなことだと思います。

それについては、平成 13年 4月 1日の家電リサイクル法の施行以前は、市清掃センターに持ち込まれた家電 4品目は、破碎等の施設を備える一般廃棄物処理業者に処理を委託した経過もあり、そしてその 4月後 8月 13日付で一般廃棄物処分業許可申請があり、施設、能力等の審査を行い、同年の 9月 1日に許可をしております。

許可の条件については、廃棄物の処理法の遵守、条例の遵守、処分等に発生する残 ．の処分は、市と協議して市の指示に従うことと条件づけております。

それと、不法処理はいつ始められいつやめたか、何台処理がされたかというようなことですけれども、家電 4品目を処分する場合には、特定家庭用機器一般廃棄物の再生、または処分の方法として、環境大臣が定める方法の告示による処理基準が定められております。テレビについては、ブラウン管の側面と前面に分離し、再生材等のリサイクルとする基準となっておりますが、許可当初平成 13年 9月から処理に問題があったものです。

また、平成 16年 4月には、家電 4品目に冷蔵庫が加わり、あわせて冷蔵庫、冷凍庫の断熱材フロンの回収を行う処理基準が加わったものでございます。冷蔵庫を冷やすためには、冷媒フロンとは別に断熱材フロンがありまして、冷蔵庫を保冷するために外壁と内壁の間にウレタン樹脂内にフロンがあることでございます。

市は基準改正の内容を把握しておらず、業者への適正指導を行っていないため、平成 16年から処理基準を満たしていなかったということになります。冷蔵庫、冷凍庫の処分の 取りやめは 18年この 9月 5日、テレビは 10月 23日です。

また、処分の台数は、17年度、テレビは約 3,200台、冷蔵庫は 2,100台、そして 18年度になりまして、テレビは 9月までで 1,696台、冷蔵庫については 1,032台となっております。

それと、先ほど提示された処理料金のことなんですけれども、その料金については市が現在、粗大ごみについては 30円を委託料として支払っている。業者はその 30円という金額と同じであります。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） それでは、私の方からは、引き続き業者の責任、それから許可すべてを見直すべきであるということ、それから職員の処分、この 3点について答弁をさせていただ

きたいと思います。

まず、業者の責任でございますが、沢登議員言われるように、市民の中にも業者はプロ中のプロであるから、当然そういうことを知っていて当然ではなかろうかという声もあることは確かであったかと思えます。しかしながら、これらにつきましては平成 15年、平成 17年、2回にわたって更新の許可をしております。

そういう中で今回、問題がわかった今年の 7月から、許可業者に対する処理方法の改善と処分取りやめの指導を行ってきたところでございまして、今回の問題は何度か報告、説明をしておりますけれども、テレビ、冷蔵庫の処分の方法が、一般廃棄物処理基準に適合していなかったものでありまして、これらにつきましては廃棄物処理法では改善命令を行うことができたものでございますが、指導当初は県内でこの許可例がないこともありまして、市もまた処理基準の内容が把握できずに、家電リサイクル系の処理プラントの視察や県の指導を受けつつ、口頭による行政指導を行ってまいり、その結果報告したとおり処分の取りやめに至っております。

そのようなため、県ともいろいろ協議をしてきたところでございますけれども、廃棄物処理法上は許可業者に対する責任を問うことは大変難しい、このように考えております。

次に、許可すべてを見直すべきではないかということでございます。

この廃棄物等一般処理業者につきましては、確かに市の業務を多面にわたり請け負っていたり、また処理をしていただいておりますので、相当行政とのかかわりは深いのは事実でございます。そういうことを含めまして、やはりどういう処理の方法が一番市民にとってプラスなのか、また行政にとって経費が節減できるのかということは、今後も十分に協議をしてまいりたいと思っております。そういうことで、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

それから、職員の処分でございますが、先ほども申しましたように、許可を 13年9月1日に出してから2度にわたって更新をしております、これらにつきましては当然、適切な指導を行うべきであったものがされていなかったという経過を踏まえ、先般、市の処分委員会を開催をいたしまして、条例に基づく処分の内容を議論をいたしました結果、先ほど市長から報告がありましたような処分をしたものでございまして、これらについては適正な手続をとった中での処分ということになります。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、3点目の集中改革プランの関連で、たしか実質公債費比率の関係をお尋ねがあったと思います。要は実質公債費比率の改善といいますが、その辺を今後どのように対応していくんだというお話があったらと思います。

ご案内のとおり 18%を超える現状においては、下田市の場合、実質公債費比率 17年度決算時点において 20.4%という状況になっておりまして、18%を超える団体ということで、いわゆるこれを来年の2月までに公債費負担の適正化計画を出す団体にはなっております。

これに対しての計画を当然策定するわけですが、このいわゆる低減化するといいますが、改善化する一つの手法といたしまして、明日また議案の説明をさせていただきますが、補正の中でご案内のとおりいわゆるリープロといいますか、開国のまちづくり事業 踏海編の県の交付金に基づいて、現在設置されております減債基金を 2億 6,600万取崩しさせていただきますまして繰上償還ということで、この基金を取り崩した財源をもとに繰上償還をさせていただきます補正を組ませていただいております。

それによりまして、ちなみに現在 20.4%の平成 17年度決算時点での実質公債費比率でございますが、もしこれをやらなければといいますが、いわゆる財政見通し上の見通しからいきますと、19年度においては現在の試算では 21.5%に上がる形を想定がされております。それに対して今回の 2億 6,600万の繰上償還をすることによりまして、影響額は先ほど言った 21.5%に対していわゆる実施した後においては 21.2%、わずか 0.3でございますがそれならばそれなりの効果は見出せる状況であります。

したがって、今後の手法ということでございますが、やはりこのような形でできるだけ繰上償還をし、またもしくは従前どおり低利な起債への借りかえ、もしくはできるだけもし今後事業をやる上においては、交付税参入等のできるだけ有利な起債を考慮しながら対応し、また一方では昨日の答弁にもございましたとおり、やむを得ないこういう実質的な財政再建をする上においてはやむを得ず、今後の投資的事業等の新たな事業についても、新たな起債が生ずるものについてはできるだけ制限をしていく といつか絞っていくという形の中で、今後、公債費比率を下げる考え方を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 観光関連の補助金が減っている中で、特に白浜大浜の関係がちょっとご指摘でございます。

確かに、夏季対の補助金は、最盛期の平成 5年に 2,600万あったものが 18年度 800万円とい

う3分の1以下に減っているわけございまして、非常に各地区ご迷惑をかけているわけございまして、そのうち今年、白浜大浜の部分の市からの補助金は380万円というものを割いて補助しておりますけれども、これではなかなかやっていけないというのが現状であります。

そこで、今現在は白浜大浜は白浜観光協会に夏季対をお願いしているわけございましてけれども、今年のもう夏前から、6月からでございますけれども、6回という会議を重ねております。要するに、白浜観光協会だけでは、これはやり切れないというような現状になってきておまして、原田区さん、それから原田会さんという駐車場持ち主という団体と3団体と集まってもらって、何回となく協議を重ねております。

何といいましても、この白浜大浜海水浴場は伊豆半島一番の人気がありまして、下田市全体で海水浴客は60万人を超えるわけですが、そのうち30万から40万人が白浜大浜のお客様でございますので、この浜を管理する人がいない海水浴場にはしないように、何とか今後話し合いをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 旧南豆製氷の登録文化財のご質問でございます。

9月末に申請が出されまして、国の文化財審議会への申請が多かったために、しばらく置いてあったんですが、1月に審議会にかけさせていただくようにこれからなっております。

先日ですが、文化庁の職員が事前視察に来た中で、来年7月頃申請が通れば登録許可証がおりると聞いております。

以上です。

議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げますけれども、10分間休憩したいと思いますけれどもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前1時 0分休憩

午前1時10分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

騒ぎ立てることは禁止されておりますのでご静粛に。

なお、議長の命に従えぬときには、地方自治法第 130 条第 1 項の規定により退場を命じることがありますので、念のため申し上げておきます。

休憩前に引き続き、 番 沢登英信君の一般質問を続けます。

番。

番（沢登英信君） ご答弁ありがとうございました。

伊豆圏域におきます夜間救急センターの建設について、ぜひともこの件は 6 月議会で大川先輩議員も言いましたけれども、河津、東伊豆地区で第 2 次救急医療の病院がないと、こういう状態でございます。この点からいきましても、河津ないし稲梓地区に夜間救急センター、この伊豆圏域しかこの施設がない事態になっているわけですので、ぜひとも建設をしていただきたい。追加の質問をさせていただきます。

それから、2 点目の市内廃棄物処理業者の冷蔵庫、テレビの不正処分について市長から陳謝の言葉をいただきまして、大変これを評価していきたいと思うわけでございます。といたしますのは、私の提案に従ってきっちりした調査をしていただけると、こういう立場に市長が立たれたということだろうと思います。

それで、第 1 点目は、きっちりした答弁をいただきたいと思うわけでございます。栄協メンテナンスさんのこの先日入れられたピラが、市の条例に違反していると、こういう指摘をしたわけでございます。廃掃法に基づく規定に違反をしていると。委託料 30 円の問題ではなくて、市民が処理を頼んだときに 20 円でやると。それを 30 円で取っているわけでございます。これが違法なのか違法でないのかの判断を、担当課長及び当局はしていないわけでございます。明快な答弁をいただきたいと思います。

それから、これらの許可が先ほど申しましたように、県・国、国も経済産業省、環境省と 2 つの省とも絡んでいる内容で、それぞれ協議されているということが新聞報道されています。これらの経過からいっても、この協議の結果が市にないわけがないと。それをこの議会にも出さないということでは、きっちりした審議ができないわけでございます。ぜひともその資料を提出いただきたいと思うわけでございます。

3 点目は、この監督不行き届きにつき、自ら処分をしたということになりますと、どういう監督不行き届きだったのかと。今まで 1 年に 1 度もやってこなかったと。毎月調査に行くにようするのかと。どういう監督をするのかということの提案なしに処分がされるというようなことはあり得ないと。やってはいけない事実を隠すような形に結果としてなってしまうと

思うわけでございます。

この3点について再度質問いたします。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 料金のことですけれども、その項についてはいわゆる料金統制の趣旨ではなく、市町村が直営、委託で行う一般廃棄物処理事業に関し手数料を定めた場合、市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に、市町村、住民に不公平を来さないように料金の最高額を定めたものであります。

なお、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等を適正かつ合理的なものであることが望ましいといっております。先ほど市が処理を委託している30円ということに算出されているのではないかとこのふうなことでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 監督不行き届きとはということございまして、これも答弁をさせていただいておりますけれども、13年に許可を出した後、やはり実態調査とか報告を求めるとか、そういう当然にすべきことをおろそかにしたということ、そういう経過の中でさらに15年、1年に更新の許可を与えたということございまして、それらについて当時の課長を含め処分をし、市長、助役も監督ができなかったということでの処分ということでございます。

議長（森 温繁君） わかりましたか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前1時16分休憩

午前1時47分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 長い間時間をいただきまして、まことにすみませんでした。

先ほどの料金の件でございますけれども、条例等今後もう一回読み直し検討し、違法であれば業者の方にその旨伝えたいというふうに思います。

それと、許可時点での書類がどうなのかということについては、今のところ探してみますし、また今後 13 年当時のものですか、一応書類を見てみます。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） その辺の部分については、下田市の市民が出した粗大ごみが業者の方に持ち込まれているということで、それは破碎後の残 について下田市の清掃センターに持ち込まれております。

以上です。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

番。

番（沢登英信君） この破碎の中には有害物があるわけですね。フロンを初め、それから鉛を含んだテレビのブラウン管、それらのものがどう処理されていっているのかと、この業者の会社の中でですね。それに対する回答がない。調査をしているのかしていないのか、調査した結果こうだったと、こういう台数の報告はいただきましたけれども。当然、そうしますと有害物が市のガラスについては持ち込まれているのか持ち込まれていないのか。持ち込まれている危険性があると思うけれども、課長の答弁からいえば、受けているということになれば、それらのものが市の清掃センターに持ち込まれていると、こういう結論になるけれどもどうかと。

それから、市長の方のちょっとポイントがずれますけれども、夜間救急センターの設置をぜひお願いしたいという点に、ご答弁いただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 夜間救急センターの設置 につきましては、過去何回も他の議員からもご質問を受けておりまして、そのたびにお答えをしているわけでありまして、県下の中でもこの夜間の救急センターの設置については、とりあえずはこの下田、賀茂地区にはないというような現状であります。

他市の状態の中でも、たしか前に言ったのは、熱海と伊東の中で 一つだけあるというような感じで、ですから全市が持っているわけじゃございません。大体人口 5 万人ぐらいで 1 つ設置というようなことなんでしょうけれども、現状この夜間の救急センターの場合、まず施設を建設しなければならない、それからそれに対応する医師の確保という問題が出てまいりま

す。

当然、下田市だけではできない問題でありまして、この 1 市 町等並びに賀茂医師会等と相談をしながらやっていくという過程は何回も積んでいるわけですがけれども、なかなか賀茂医師会の方でも、お医者さん確保というような問題とかいろんな面で大変な状況、それから特に一番大きいのはやはり財政的な問題もあるというような形で進まないわけでありましてけれども、これは何回もご指摘を受けているわけでありまして、今言ったように賀茂 1 市 町の首長との考え方の整合性、それから賀茂医師会並びに関係団体のそういうところと協議をして方向性をつくっていきたい、このような形でお願いしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 一応テレビのガラスについては破碎後、管理型の処分場へ持って行っております。ウレタンの部分については、それは焼却しております。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 一番大事なこの業者との関係をきっちりただしていくと。そして、正常なやはりこのごみ処理の運営がされるという体制をどうつくるかという問題であります。

これは下田市だけではなくて、法体系の中であるわけですから、国・県、この保健所を含めた 1 つのチームをつくって、この問題をきっちり調査研究し対応したらどうかとこう提案をしているわけですが、これらの方向についてどうお考えになっているのか、答弁をいただいております。ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 提案のとおりの方で、庁内で議論をし、前へ進んでいきたいと思っております。

議長（森 温繁君） これをもって、1 番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 時 53 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位 6 番。1 つ、岩下地区急傾斜崩土の現況及び今後の対応について。2 つ、広岡老人憩いの家の今後の管理・運営について。3 つ、小中学校の「いじめ問題」の対策及び実情把握における問題解決について。4 つ、平成 20 年統合高校の校名アンケートの集計結果

について及び校名決定のプロセスについて。 5つ、旧岡方村区画整備事業の今後 の取組みについて。

以上 5件について、 16番 嶋津安則君。

〔 16番 嶋津安則君登壇 〕

16番（嶋津安則君） 清正会の嶋津安則でございます。

これより今任期最後の一般質問をさせていただきます。

質問項目は、ただいま議長より通告がございました件名 5件につきまして質問させていただきます。

まず、質問項目の第 1点目は、岩下地区急傾斜崩土の現況及び今後の対応についてでございます。

この問題につきましては、何度となく質問させていただいてまいりましたが、現地は皆様もご存じのように、市内の急傾斜の中 では最も危険かつ要注意の場所でございます。余りにもり面が高過ぎるために、通常ののり面工事が実施できず、倒木、落石のおそれのある箇所のみ撤去の方法しかございません。地元住民は大雨、強風のたびに夜もおちおち休めないと同っております。あの地域ほど生命、財産の不安を感じて生活しているところはないと思うわけでございます。当局には継続的な手当て、継続的なパトロールの検討を県土木と継続的に実施していただきたいと思うわけでございます。

そこで、質問の第 1点目は、落石、倒木のおそれのある箇所の撤去及び処分はどうなっておりますか、お伺いいたします。

2点目は、落石防止ネットの補強、強化の必要な箇所はございませんか、お伺いいたします。

3点目は、今後風雨により倒木、落石のおそれが容易に予想されますが、県土木と継続的な予算措置の協議を実施していただけますか、お伺いいたします。

質問項目の 2点目は、広岡老人憩いの家の今後の管理・運営についてでございます。

この施設は、広岡 3区にとりましては八幡神社例大祭、八雲神社例祭及び広岡 3区の多様な会合の場として重要な施設となっております。この施設の管理運営に関して、最近施設の廃止を検討しているやに伺っておりますが、地元区に事前に相談もなく協議が進んでいくことは、憂いしき問題であると思うわけであります。地域で重要な施設に関しては、当局のみならず地域住民と十分に協議し検討し、最も最善なる結論を導き出す必要があると思うわけでございます。そのためには協議において十分な時間をかけ、短時間で結論は出すべきでは

ないと思うわけでございます。

そこで、質問の第1点目は、当局ではこの広岡老人憩の家の今後につきましてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

2点目は、方向を決定する前に、地元区及び区民と十分な協議を実施していただけますか、お伺いいたします。つまり、方向を決定した後ではなく、今後の決定を区民及び関係者と協議決定する余裕が欲しいと思うわけでございます。

質問項目の第3点目は、小中学校の「いじめ問題」の対策及び実情把握における問題解決についてでございます。

この問題につきましては、昨日の一般質問におきまして、土屋 忍議員及び大黒議員より質問されましたので、私は観点を改めて質問させていただきます。

この問題は毎日のようにテレビ、新聞で報じられております。未来を担うこれからの青少年が、自らの命を絶ってしまう悲しい事件が多発しております。最近、政府与党では、何らかの手を打たなければ、この悪い流れがとまらないと危惧し、かなり強烈な提案をしましてまいりました。

テレビによりますと、子供がいじめをしているのを先生は見て見ぬふりをしている事例や、それよりもっとひどい事例を目にし、憤りを感じざるを得ません。30人、40人の生徒に目が届かないようでは、先生は務まりません。それが大切な子供たちを預かる先生の責務であるわけですから、我々大人は子供たちの信号をキャッチすべき目配りが不足していると思うわけでございます。学校においては担任、副担任の先生だけではなく、授業のない先生全員で子供たちの行動、信号に目を配ることが必要ではないでしょうか。いじめられない、いじめさせないようなしっかりした目配りを父兄全員が願っております。

私も今までに、多くの登校できない生徒たちと接してまいりました。どの子もいじめられなければ、学校に通いたいのが当たり前と申します。いじめの問題の調査をされますと、各学校におきましては、うちの学校にはないと報告されることが多々あると思います。教育長の昨日の答弁ですと、各学校に調査依頼を出して、近くその結果が集計されると伺っております。

そこで、質問の第1点目は、昨日、大黒議員に答弁されたいじめ対策のマニュアルとはどのような内容のものでありますか、お伺いいたします。

2点目は、市内小・中学校の生徒全員を対象に、無記名アンケートでいじめたことのある子、いじめられたことのある子、現にいじめられている子の実態調査をすべきであると思

ますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

質問項目の4点目は、平成20年統合高校の校名アンケートの集計結果について及び校名決定のプロセスについてでございます。

平成20年4月の開校を目指し、静岡県教育委員会の下田地区新構想高校の建設工事が進められております。下田北高と下田南高の2校を統合し、下田北高用地に新校舎を建設されます。

下田北高は、松崎町出身の依田佐二平が明治12年に市立豆陽学校を創立し12年経過、下田南高は大正9年に郡立賀茂高等女学校創設以来87年の伝統ある2校でございます。それだけに両校の関係者、OB、OGにとっては、この統合にかける思いははかり知れないものがございます。

県教委が新構想高校の校名募集を行ったところ、3,783件、120案が寄せられ、今後これを30から50案に絞り、さらに3案程度に絞り込み、来年の2月に校名案が決定される見通しであると新聞紙上で紹介されております。大変な作業になることは理解できるものですが、両校の関係者にしこりの残らない、偏らない校名が決定されることを願っております。

そこで、質問の第1点目は、このアンケートはいつ頃からどの範囲を対象に実施されたのか、お伺いいたします。

2点目は、120案を選定する委員の構成はどういう人たちが参加しているのか、お伺いいたします。

3点目は、3案に絞り込んだ際は、地元関係者に決定権を託してもらうことはできないでしょうか、お伺いいたします。つまり、最終決定はオープンで、関係者の目の前で決定を迎えたいと思うのが多く聞かれております。地元関係者の全く関知しないところで、大切な校名を決められたくないというのは、私だけではないと思うわけでございます。その点も考慮の上ご答弁をお願いいたします。

質問項目の最後になりますが、5点目は旧岡方村区画整備事業の今後の取組みについてでございます。

この事業は、昭和17年2月23日に土地区画整理組合の設立を見て、工事の施工も昭和19年2月28日から施工されました。その後、太平洋戦争の戦災を契機に、終末事務が未完成のまま中断し現在に至っております。

現在においては、いろいろなところで権利関係の複雑化を招いております。終末事務を完成させませんと、時がたてばたつほど権利関係がますます複雑になることから、昨日の土屋

誠司議員からも道路用地の観点から質問がありましたように、国土交通省は各自治体に対して国土調査法に基づく地籍調査の実施を推奨しております。また、国土交通省は、地籍調査への着手が遅れてしまうと、土地境界の調査に必要な人証や物証が失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になるとっております。

登記証備えつけ地図総数 646万 5,000枚中、正確な地図のないものが 28万枚、約 44%もございます。地籍調査は全国 2,418市町村において、完了市町村は昨日も申しましたけれども 27%、実施市町村は 53%、未着手市町村は 20%となっております。また、静岡県はその進捗率において、何とわずか 22%でございます。

事業経費において市町村が調査を実施する場合、調査にかかる必要については昨日、土屋誠司議員が質問しましたように、わずか 5%でできるわけでございます。昨日の企画財政課長の答弁におきまして、それ以外にもかなりの予算がかかるので、片手間にできるものではないと言われましたが、再度申し上げますが、時間が経過すればするほど調査が困難になります。また、これまでの大規模災害において、被災地の土地の境界や権利関係がはっきりしないために復旧に支障を来したという例が幾つも報告され、大規模災害の備えとして地籍の早急な整備が求められております。

そこで質問でございます。

国土交通省が推し進めております地籍調査を、できる限り速やかに開始すべきであると思っておりますがいかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

以上で、私の任期最後の一般質問、主旨質問を終わります。当局の明快かつ期待の持てるご答弁を心よりお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を。

番外。

市長（石井直樹君） 嶋津議員の最初のご質問でございます。岩下地区の急傾斜崩土の問題でございます。

何回も議会でいろいろご要望を承りました。確かに、この場所はのり面が大変高いということで、通常ののり面工事が実施できない場所であります。平成 16年 10月の台風によりまして、大きな被害を受けたということで、現場も私も見てまいりましたが、大変な被害が出ておりましたし、また浮き石だとか倒木ということで、大変地区の方々が心配していたことを思い出したわけではありますが、現在はこの問題につきましては、県の土木事務所によりまして、平成 17年度、それから 18年度、急傾斜地崩壊対策施設の機能に支障となる障害物の除去

ということで、事業は一応完了しておるわけでありませう。

現時点では、この場所につきましては、良好な管理がされておるといふような報告を受けておりますが、今後災害に、また発生がいたしまして、この施設機能に支障が生じた場合には、早急に除去等の要望を県の方へしていきたい、このように思います。

議員まず 1点目の質問でございました落石、倒木のおそれのある箇所の撤去及び処分はどうなっているかということにつきましては、落石、倒木につきましては、すべてもう現在は除去されているといふような状況でございます。

それから、2点目の落石防止ネットの補強、強化の必要の箇所はないかということですが、現時点では補強等の必要な場所はないという認識であります。

3点目の今後風雨により倒木、落石の様子が見えた際の予算措置ということですが、危険な箇所が発見された場合には、早急に予算措置を県の方にお願いをしていきたい、このように考えているところであります。

広岡の老人憩の家の今後の管理ということですが、現在はこの施設につきましては市の直営の形で維持管理をしておりますが、本来の目的であります高齢者のためとか、あるいは高齢者の交流の場という目的よりか、今は地域住民の生活的ないろんな利用面というのが多くなっておりまして、どちらかという公民館的な内容で使われているのが現状であります。この施設は、もう築 32年を経過しておるといふことで、大変老朽化が進んでおりまして、現在は予算がつけられる中で修繕等によって維持をしているのが現状であります。

この施設につきましては、集中改革プランの中でもある程度考えられている場所でございますので、今後は地元区の方々とよく話し合いをしながら、この意見を聞きながら、この存続あるいは廃止というものにつきましては考えていきたいと思っております。とりあえず、地元区の方々とはい本年度中に意見交換の場を持ちたい、こんなふうな形を予定しております。

小・中学校のいじめ問題、それから新高校の校名アンケートの問題につきましては、教育長の方で答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、最後のご質問がありました旧岡方村の区画整備事業の今後の取り組みということで、地籍調査という問題につきましては、誠司議員の特許かと思っておりましたが、まさか嶋津議員からこういうお話が出るとは思いませんでしたが、現在はこの整備事業の取り組みにつきましては、県の市街地整備室と今協議中でございますので、その内容につきましては、また担当課の方から細かく報告をさせていただきたい、このように思います。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） いじめの問題と高校の校名の問題についてお答えします。

嶋津議員のマニュアルの件と、それから全員アンケートの件ですけれども、マニュアルについては平成 8年 7月、それから 13年 11月、2回出されていますけれども、今回こういうような自殺を伴うような非常に大きな問題というような形の中で、 18年 10月 19日に文部科学省から、いじめ問題への取り組みの徹底（通知）という形でマニュアルというんですか、各学校、教育委員会がこのようにというような形の中で通達が来しました。

すぐ各学校へ配布しまして、その中身については、いじめの早期発見、早期対応についてと、それからいじめを許さない学校づくりという大きなことのもとに、いじめ問題の取り組みについてのチェックポイントという形で、学校として、 1 指導体制、それから 2 教育指導、3番目が早期発見、早期対応、 4番目が家庭、地域との連携という、学校の方です。

それから、教育委員会に対しては、学校への支援をどのようにするか、教員研修について、それから組織、教育相談について、地域、家庭との連携という、それぞれ 4つのポイントでのチェックポイントがされる通達をし、私たちも教育委員会なり、各学校への通達をしまして検討しています。

全員アンケートというような形ですけれども、市教委独自としましていわゆるいじめ問題についての取り組み状況報告書というのをマニュアル決めまして、各学校に提出させるようにしまして、今 1校が集まりつつあります。

それぞれ見ますと、その学校なりの取り組みというような形の中で、アンケートというのを使っているところと使っていないところありますけれども、今、議員のおっしゃられる全員アンケートというのは、一つの方法だろうなというふうにこう思います。

ただ、小学校 1年生から中学 3年生というような形の中で、どのようにアンケートをとるのかというのは大変難しいとは思いますが、そういうような規模の違い、地域の違いがあるかとは思いますが、全員アンケートについては検討していきたいなというふうに思います。

それから、校名のことについては、県教委に問い合わせまして、校名公募については 9月中旬に下田南、下田北高両方の関係者にお伝えして、 10月 1日発行の県民だよりから各新聞、ラジオ、地元ケーブルテレビ、文字放送初め県のホームページ等で周知するとともに、周辺市町の中学校や公民館等の生涯学習施設にも応募用紙を配布したということです。また、その期間は平成 18年 10月 2日から 11月 2日までだったそうです。

2番の校名選考審査会の件ですけれども、教育委員会事務局 4名、下田北、下田南高から生

徒代表、教員代表、同窓会代表各 1名の計 10名ということだそうです。

校名の決定についての質問ですけれども、広く校名募集を行い、また選考審議会に各校代表に加わっていただき、地元の意見を反映するように考慮したと。最終決定は、静岡県立学校設置条例改正を伴うため県議会の承認となり、地元関係者に全面的にゆだねるということは、ちょっと困難というような形です。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 5番目の旧岡方村区画整備事業の今後の取り組みについてということで、国が推し進めております地籍調査で速やかに開始すべきではとのご質問でございますけれども、この旧岡方村区画整備事業につきましては、議員ご指摘のとおり戦前に事業着手したままとなっているために土地の権利関係が混乱しまして、土地の売買、それから建築確認が困難な状態となっております。土地区画整理組合は、昭和 29年、土地区画整理法施行法の制定時に所定の手続がしていなかったために存在していないということになっております。

議員のご指摘によりまず地籍調査を含めて本年 7月に、県の市街地整備室と協議した結果は、地籍調査では道路、水路の位置、登記名義人の変更を行うことが難しいために、区画整理が最良の方法ではないかということが考えられております。

今後、当時の区域を対象としまして、現在の地権者で新たに組合を設立しまして、区画整理事業を立ち上げるのか、あるいは市が事業主体となってやるのか、いずれにいたしましても現況の土地の実態に合わせて公図、地籍の更正を行いまして、登記していくしかないのではないかというふうに考えております。

この区画整理事業を進めるにつきましては、地権者の協力と多額の経費を要するために、今後負担の軽減を図る方策等を含めまして、県の市街地整備室とまた十分に協議するとともに、区域の代表者を含めました話し合いを今後始めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 16番。

16番（嶋津安則君） ありがとうございます。

まず、第 1点目の岩下の急傾斜の件でございますが、現状はとりあえず危険なものは全部取り除いていただいたと、こういうことでございます。雨になるたび、風が吹くたびに、何

か浮いてくるような、もちろん皆さんご覧になっていますからわかると思いますけれども、大変危険な場所でございます。ぜひとも常にその注意を払っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目の老人憩の家の問題でございますけれども、確かに老人の施設としての機能じゃなくして、完全に地域のコミュニティーの場になっておりますので、この辺を踏まえた形の中で、やはり祭典関係もみんなあそこで今やっておりますから、そんな形でぜひとも今後のあのあり方においては、今年中に意見交換をするということでございますので、ぜひとも地元の声を聞いていただきたいと思います。

それから、いじめの問題でございますけれども、いろんな議員の方々がこの件について質問されましたので、私はとにかくこのアンケートということについて、うんとお願ひしたいなと思ったのは、実はいろんなマニュアルもそうなんですけれども、先生の側から見るいじめの状態を調べている全部問題でございますよね。ですから、子供の方から何の申告もできない。

もしかしたら学校によってはやっているかもしれませんけれども、そういった統一の中で僕はアンケートをやっていただきたいというのは、父兄も学校で子供がどうなっているかわからないわけですよ。それで、そのアンケートを家に持ち帰って、無記名で結構でありますけれども、おまえはどうなんだというときに、初めてそのときに僕は何々ちゃんにこんなことをされているよということがあるかもしれません。親が学校でこの子はもしかしたらまたそういった対象になっているかもしれないということがわかりますので、親子の会話もできますもので、そういった一つの紙を家に持ち帰ることによって、従来よりかなり詳しいいじめの状態が把握できる。

もしかしたら、これは先生方でどうでもできる問題と、親が加わらなければできない問題が全部はかり知れますので、そういった形で一枚の紙かもしれませんけれども、アンケートを家に持ち帰ることによって学校の状態が家にもわかるし、また学校に対して父兄が物を申すことができるようになるとういうことでございますので、ぜひその辺を当局でご検討願って、もっと今言った、僕さっき申しましたように、いじめたことのある子、おまえいじめたことがあるかいという質問、子供は結構素直に言うんですよ。書くんですよ。いじめられた子で。また、いじめられている子。そういった形のものをもしつぐられますと、マニュアル以上の効果が出てくるのかなと思いますので、その辺をぜひお願いしたいと思います。

校名の件でございますけれども、地元の先輩方も全部加わった形の中の10名で組織されて

いると、こういうお話でございます。本当にやはり我々が卒業した学校でございますもので、ぜひともいろんな形の思いが南高の生徒さんにもあります。北高の生徒さんにもあります。そういった思いですが、なるべくオープンにという形の中で、今こういった経過になっているんだけれどもどうだろうかという形を、また再度皆さんに図ることができるようなその余裕を持って、簡単にもう集計がこうだからこういう決まったよと、ぼんと決まるんじゃなくして、再度念を押すような形の中で、これでいきたいよ、いいだろうかという形のものであれば、南高、北高の生徒関係なく、新しい校名に対しての支持が出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、最後の地籍調査の件でございますけれども、やはり民間がやるということは大変困難な部分がございますので、市が事業主体となって組合をぜひとも立ち上げていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

要望です。ありがとうございました。

議長（森 温繁君） これをもって、16番 嶋津安則君の一般質問を終わります。

次は、質問順位 7番。1つ、財政問題について。2つ、家電リサイクル問題について。3つ、ベイステージの指定管理者について。

以上3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 議長の指名によりたゞいまより質問を始めます。

政和会の伊藤です。

最初の質問は、下田市の財政に関する質問です。

平成18年11月の全員協議会に提出された財政見通しは、これまでの財政見通しとは、その作成方法を大きく変えたものでした。これまでの財政見通しでは、必要と考えられる歳出を計上し、見込まれる歳入との差額をそのまま赤字として計上したものであります。このため、毎年のように7億円以上の赤字が出るというものでした。

私は議員になった頃、この財政見通しを見て大変驚きました。下田市は数年以内に破綻することが確実な数字だったからです。しかし、先輩議員も当局も実に落ちついたものでありました。何の危機感も持っていないように見えました。その理由はすぐにはわかりました。

この財政見通しは、現実を反映しているものではなく、単に各課から出される予算を積み上げていったら赤字になるというもので、実際に赤字になるというものではないと。つまり、財政見通しを信じている議員も職員もだれもいないという、不思議な財政見通しであったわ

けです。このような財政見通しをなぜつくり続けたのかは、実に不思議なことでありました。

私は以来、財政見通しを見ても、余り真剣には見なくなりまして。当たらない予測を見ても、余り意味がないからです。しかし、最初の私がそうであったように、市当局が現実と全く違う書類をつくるはずがないという常識といえますか考えがあります。

前回の合併時に、南伊豆町の議会において、下田市の財政見通しでは平成 19年度に財政破綻をする、こんな町と合併していいのかと、町当局に迫っておりました。これほど極端ではないにしても、財政見通しを信じて下田市の財政を心配する声を随分たくさん聞きました。

今回の財政見通しは、これまでと作成方法が違うということです。平成 19年度の予算編成方針の中で、実際公債費比率新基準が 20.4%と早期是正措置基準 18%を大きく超えたために、従来どおり国の地方債許可団体となり、公債費負担適正化計画を来年 2月までに提出しなければならぬという話であります。これと集中改革プランの実施を前提に、単年度収支のバランスをとって作成したという説明を受けました。

それで気になるのは、平成 22年度末までに地方債を 30億円近く減らす見込みになっていますが、この目標から逆算して財政見通しがつくられたのではないかということです。つまり、国に提出する公債費負担適正計画に合わせ、その収支をバランスをとってつくったのではないか。必ずしも下田市の現状を反映したものではないのではないかということ。相変わらず将来の予測としては、外れることがほぼ確実な財政見通しではないかということです。

そこで質問です。

平成 20年度以降の予測は、どの程度の正確さを持っているのですか。実質単年度収支いわゆる赤字が、平成 16年度約 1億 3,000万、17年度約 5,000万、18年度約 4,000万の赤字、平成 19年度の予測が約 9,000万円の赤字となっているのに、平成 20年度以降は黒字になっているのは、少し希望的過ぎる感じがします。本当に必要な財政見通しは、結果との誤差がほとんどないような事実をそのまま反映した予測数値でつくるべきではないでしょうか。その上に立って政策が立てられるべきと考えますが、市当局はどのように考えられますか。

全員協議会、またこの本議会でも、財政に関連して市の税収を増やす経済政策を求める意見が出されました。私は少し異なった意見を持っております。

市税の中で一番多いのは固定資産税ですが、固定資産税を財政政策で増やすのは少し無理があります。増やすとすれば、個人市民税か法人市民税であろうと思います。幾らぐらい増やすかという話ですが、1,000万では財政にさほど影響は与えませんから、仮に 1億円の法人市民税を増やすとしましょう。法人市民税の均等割はそのままとして、法人税割が 12.3%で

すから、法人市民税を 1 億円増やそうとすれば、法人税を 8 億円ほど増やさなければなりません。8 億円の法人税を増やすには、税率は所得によって異なりますが、仮に 10% の税率だとすれば、約 80 億円の利益を上げなければなりません。80 億円の利益を上げるとすれば、利益率が 15% であれば 530 億、利益率が 10% であれば約 800 億円の経済効果を上げなければならないということになります。

下田市の一般会計の予算が 90 億円内外で、500 億とか 800 億円の経済効果を上げるような財政政策をとることはほとんど不可能であります。例えば、約 30 億円を超えるベイ・ステージの公共工事を行いました。この公共工事によってどのくらいの経済効果があったのか。少なくとも市税の増収を言うほどの経済効果はなかったのではないかと思います。増収を上げるような経済政策とは国家レベル、少なくとも都道府県レベルの話ではないかと考えます。

昔は国策として地方振興のために補助金がつけられましたから、それを利用して公共工事等はそれなりにできました。しかし、今時代は大きく変わりました。これまでは田中角栄元首相に代表されるように、いわゆるケインズ経済学の公平配分型で、金のあるところから金を持ってきて必要なところに予算をつける。金がなければ、借金をしてまで予算をつけて分配をしていく。この方法の最大の欠陥は、配分に人間が政治が関与することです。配分する政治権力にえこひいき、つけ届け、腐敗、汚職、これが必ずつきまわってきます。

一方、小泉、竹中政治は、いわゆるハイエク型の新自由主義、競争をさせ経済の原理で人間を動かし、結果として配分する。例えば、車を持っているのは金持ちだけ。最初はごく一部の人ですが、経済が発展していけば、だんだん車を持つことができる人が増える。やがてかなりの人が持つことができるようになる。経済政策を図ること、経済成長を通して結果として配分されていくんだと。そのために規制を外してどんどん競争させ、勝ち組をより勝たせていく。そのことによってパイを大きくし、結果として配分を進ませる。途中での配分はほとんどしません。法人税は下げていく。累進型の所得税はやめ、広く薄く貧乏人からも税を集める消費税のような間接税が中心になり、格差がでる格差は固定しますが、経済の発展のためには必要なことだと考えていますから、直接的な配分はしないでしょう。

地方自治体間においても、この競争原理を導入します。自治体間で競争をさせ、負けた自治体は破綻させることも辞しません。下田市は市民のために負け続けるわけにはいきません。この競争は、じゃんけんぽんのように決まりません。財力と能力のあるところが勝つわけです。したがって、勝つ者は勝ち続け、負ける者は負け続けるわけです。

必要なことは、財力をつけ政治家と職員の能力を高めることとあります。優先することは、

赤字体質からの脱却だと思えます。下田市の財政にとって借金を減らすことこそが、最大優先課題であります。夢を語ることよりも、夢を実現する力を身につけることを優先するべきだと思えます。

下田市の財政と能力では、とてもやり切れないほどの市民要望やまちづくりの夢が、あふれるほどあります。必要なことはリアリズム、実現したときに本当に効果があるのかどうか。冷静に合理的にそのことを判断する必要があると思えます。市民を豊かにすることは、政治の夢であります。しかし、現実に取り組まなければならないことは、市民生活を守ることです。破綻することなく安心して暮らせる、安定した市民生活を送れるようにすることだと思えます。財政に対してはいろいろな考え方があると思えますが、私の考え方に対して当局はどのように考えるか、お尋ねします。

2つ目の質問は、家電リサイクル法と一般廃棄物の処理についてです。

下田市において、廃棄物処理法違反の処理が行われているとのニュースが最初に新聞に載ったのは、今年の10月20日の読売新聞であったと思えます。そのときはそのまま終わったかに見えましたが、11月12日の毎日新聞に載り、NHKのテレビニュースで流されると、各紙が一斉に記事にして違法処理が公になってきたわけであります。

違法処理そのものは、冷蔵庫が9月に、テレビが10月に解消され、現在は適法に処理されているとの説明を受けました。しかし、これで問題がすべて解決されたわけではなく、責任問題を含めなお明らかにしなければならないことがあります。ここで、これまでの経過を簡単に振り返ってみたいと思えます。もし違っていることがあれば、指摘をしてください。

家電リサイクル法では、家電4品目、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンについては、家電リサイクル券を購入して、指定された引き取り場所、下田市では伊東市まで持っていかなければなりません。下田市では、市が許可を出した一般廃棄物処理業者が一定の処理基準で処理をする場合には、家電リサイクル法以外に合法的に処理ができるということです。この方法は、静岡県では下田市だけということに聞いております。

今回問題になったのは、この処理基準に従った処理を業者が行っていなかったという廃棄物処理法違反です。違法な処理を行っていたのは、テレビと冷蔵庫です。テレビについては、当初から処理基準に違反しており、冷蔵庫については、平成16年度に処理基準が改正されたにもかかわらず、行政も業者もそのことに気がつかず、違法な処理を行っていたということです。

最初の質問は、この違法状態を放置しておいた行政と業者の責任をどのように考えている

かということで通知を申し上げましたが、午前中に同様の趣旨の質問があり答弁をいただきましたので、この質問は結構です。

廃棄物処理業者は、テレビと冷蔵庫については家電リサイクル券による処理を行うということで、新聞に折り込みビラが入っていたのですが、その中で気になる言葉がありました。不明な点は下田市環境対策課にお問い合わせくださいというものです。少なくとも廃棄物処理法の許可業者が、自分で行う処理について自分で説明できないとなれば、許可業者としての能力に疑問を持たざるを得ない。そうした疑問を持たせるような言葉は使用しないように指導すべきではないかと考えますがどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

次に、この業者は家電リサイクル券の料金を受け取るように書いてありますが、この業者は家電リサイクル券の発行ができるのかどうか。このリサイクル券の取り扱いがどうなっているのか、お尋ねします。

行政が不作為、つまり指導監督を行ってこなかったのではないかという疑問は、実は廃棄物処理業者に対してだけではなく、家電小売店に対しても行ってこなかったのではないかという疑問があります。

家電リサイクル法では、家電小売店が許可を受けた一般廃棄物処理業者に持ち込むことも、業者を紹介することも禁じています。しかし、現実には下田市では家電小売店が指定引き取り場所ではなく、処理業者のところに持ち込んでいるのではないかと疑わせるような事実があります。この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

この問題の最後に、家電リサイクル法の小売店や市民に対する普及啓発に取り組む必要があると考えますがどうでしょうか、お尋ねします。

最後に、下田市外ヶ岡交流拠点施設いわゆるベイ・ステージの指定管理者について質問いたします。

外ヶ岡交流拠点施設いわゆるベイ・ステージは、建設そのものが問題を含んだ施設であります。多くの市民の疑問や反対がありながら、当時の市長、議会が強行して建設したものであります。私は当時から 2 宛を追うものは 1 宛も得ずと言って批判をしてきましたが、そのとおりになっています。

ベイ・ステージの目的は、下田市の歴史や文化の調査、研究、学習活動を通じ郷土を担う人材を育成するとともに、地域固有の資源を活用して豊かな地域づくりを図るために建設されたとあります。一読すると何を言っているかよくわかりませんが、要は下田市の歴史や文化を勉強して、人づくり、地域づくりをしようということであります。少なくとも観光は目

的に入っていません。

ところが、建設時点で有料入場者数が 100万人、最終的には 30万人もの有料入場者が入る一大観光拠点になりますと。観光客を市内に導入しますと市民に説明したわけです。しかし、現実には数千人しか来ません。それでも市民向けには観光拠点の看板は外せない、だから今でも観光交流課の所轄で一部を道の駅にもしました。それでも補助金をもらって建設し、今でも元利合わせて毎年 3億円近い返済をしているので、目的と全く違う使い方をするには限度があります。完全に観光拠点にするわけにはいかない。中途半端にならざるを得ません。そうした中で指定管理者制度を導入することにしました。

全員協議会の説明では、経済 4団体を指定管理者に指定すべく選定委員会にかけているということです。昨日の伊豆新聞によれば、経済 4団体が出資する仮称株式会社アドミニスター下田という新会社を設立して指定管理者に応募するというので、企画提案書を下田市に提出したと。会社の設立そのものは、選定委員会の選考が終了後に登記手続を進めるというものです。

最初の質問は、この記事が事実かどうかであります。

次に、事実とすれば、会社はまだできていないことになります。形式的には、登記が終わっていませんから当然できていません。実質的に資本金の出資は終わっているのでしょうか。設立総会は既に開かれているのでしょうか。もし、開かれていないということになると、随分おかしな話になります。この世に存在していない会社が企画提案書を出し、指定管理者に応募するという、使いの人が来たから、まだお母さんのおなかにいる胎児が企画書をつくって指定管理者になるという。この現実に存在しない会社が、指定管理者に応募するということは可能なんでしょうか。こういうことが選定委員会にかけられるということは、問題がないのでしょうか。そのことをお尋ねします。

この会社の目的は何でしょうか。定款には可能性のあるものは何でも書くことができますが、現実に指定管理者以外に事業計画を持っているのでしょうか。もしないとすれば、この会社は指定管理者になれなかったら解散するのでしょうか。設立即解散という会社になるのでしょうか。

こういうやり方は、第三者から見れば談合事件の疑いがかけられます。選定委員会の結果が決まっていなるとすれば、設立と同時に解散する、そんな会社が設立されるのでしょうか。下田では指定管理期間は 2年とか 3年になっていますが、その後指定管理者になれなければまた解散でしょうか。これでは企業の安定性という観点からいうと全くのゼロに思えます。

新聞記事では、資本金は 100万円ということですが、ベイ・ステージは平成 17年度で約 2,700万円ぐらいの経費がかかっています。下田市が委託料を払うにしても、最低 1,000万とか 2,000万円の運転資金を確保できるような企業でなければ、資格がないのではないのでしょうか。

指定管理者制度の導入には、大きく言って 2つの目的があると思います。一つは、民間活力による施設の活性化いわゆる利用者、使用者を増やすということ。もう一つは、経費の削減であります。これまでの委託や直営と同じ経費がかかったのでは、指定管理者制度を導入する意味はありません。この場合、職員の人件費は、市全体から見ればベイ・ステージから振りかえるだけですから、実質的にこの市の職員の人件費は削減額に入れるべきではないと思いますがどのようにお考えでしょうか。

民間活力の導入という意味では、商工会議所と観光協会は純粋な意味での民間とは言えません。失礼な言い方になりますが、商工業の活性化、観光業の活性化、団体本来の仕事において、必ずしも成功しているとは言いがたいものがありますが、ベイ・ステージの活性化の能力と実績に問題はないのでしょうか。

指定管理料は幾らの計画になっているのでしょうか。施設の活性化と、それから経費の削減で言えば、ポイントは自主事業であります。この自主事業においてどの程度の利益を出せるようになっているのか、指定管理料は今下田市がかけている経費よりどのくらい下がるようなことになっているのか、お尋ねします。

山の家の指定管理者を決定したときの評価点の基準 500点満点で、経費の削減に 100点、約 2割を割り振っていたあの基準は、今回は用いないのでしょうか用いるのでしょうか、お尋ねします。

最後に、商工会議所、観光協会は、利益を目的とした民間団体に出資することには何の法的問題がないのかどうか、お尋ねをします。

事業のノウハウ、人材、資金力を判断するには、まだ不透明なところが多いようにも思いますが、私はもう 1年間直営でやり、そしてこの 4団体のつくる法人の姿をもっと明らかにし、その事業計画、資金計画等がはっきりした段階で公募によって決定すべきと思いますがいかがでしょうか。

これで質問を終わります。

議長（森 温繁君） 質問者にお伺いいたします。

ここで 10分間休憩したいと思いますよろしいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは10分間休憩いたします。

午後 1時 5分休憩

午後 2時 2分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、3番 伊藤英雄君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 伊藤議員の最初の財政の問題でございます。

いろいろお考えを聞かせていただきました。この財政の計画いわゆる平成 22年度までの4年間の財政見込みを先日お示したわけでありますけれども、今までの作成手法と大分違うんじゃないかということにつきましては、まさに手法とすれば大きく変わっておると思います。

今までの各課からの要望に基づいた要望事項をそのまま実施していくと、ああいう大きな赤字が出るような財政見込みでありましたが、今回は特に下田市におきましては、集中改革プランというのをつくっております。やはり財政再建のための手法として、この平成 18年度の予算をベースにいたしまして、集中改革プランを踏まえての平成 22年度までの4年間の財政の見込みを試算いたしまして、単年度別の収支のバランスをとり出したものでございます。

ですから、我々とすれば、このとおりに行かなければならないという大きな使命のもとに、この集中改革プランを一つ一つ全職員で実行していこうという形で今進めているところでございます。この行革を進めさせていただきまして歳入確保、それから歳出削減を継続することによりまして、市民の要望ということで、住民サービスの低下を防いでいこうという決意のもとにつくらせた財政見込みでございますが、議員からは外れることがほぼ確実であるという大変お言葉をいただきましたけれども、私が反論するよりかは、この財政見込みをつくった企画財政課長の方が、議員に対してのこのご指摘に反論できる立場であろうかと思しますので、企画財政課長の方から、るるご指摘いただきましたことに対しまして答弁をさせていただきます。いただきたいなというふうに思います。

家電リサイクル問題につきましてのご質問等がまた幾つか出されてきましたので、これも担当課長からしっかり答弁をさせていただきます。

ベイ・ステージの指定管理者の問題につきましては、確かに 12月 5日、申請書類が提出をされました。これから審議会の方にかけていくわけでありますが、その中で議員がご指摘されました幾つかの問題点があります。これは私が一つ一つ本当に答えるよりかは、担当の観光交流課長が多分、今一生懸命答弁を考えていると思います。大変重要な問題でありますので、また課長答弁等を聞いて、私に対するご質問があれば承りたい、このように思います。

議長（森 温繁君） 番外。
企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、1点目の財政見直しにつきまして、考え方ということでございます。

まずは1点目に、議員の方からご指摘がございました従来の財政見通しの作成手法が適当であるかどうかという部分でございますが、私どもの考え方 としましては、従来の考え方も一つの考え方の中での財政見通しのあり方だと私は思っております。というのはどういうことであるかといいますと、先ほど来市長が申し上げたとおり、いわゆる行政の行政需要、また市民の要望等々がどの程度のものがあるかということ、まず補足することがまた一方では必要ではないかと。それに対して財源の確保、いわゆる歳入の部分とのバランス上どういう状態になっているかということは、それも一つデータとして知る必要もあるかとは思いますが。そういった意味での今までの作り方だったと思います。

ただ、そうは言いつつも昨年度来、財政見直しを説明させていただいたときに、ご記憶だと思いますが、5年間で43億の赤字が見込まれるという状況が、非常に大きなセンセーションを巻き起こしまして、ひとり歩きしまして、その数字自体があたかも現実のような形でひとり歩きをしたということは、一方では現実としてあったわけでございます。

そういう意味でいえば、それはじゃ、今までの作り方が完全に机上の空論ではないですが、それなりにただ単に積み上げたものじゃないかというご批判はあろうかとは思いますが、やはり行政需要とか市民要望、ニーズ等 もどの程度あるかということは、ある程度の尺度として必要ではないかなというところはあったかと思えます。

それで、それを踏まえた上でそうは言いつつも、結果的に予算編成すればいつの間にか決算は黒字になっていると。それはおかしいじゃないかという論理はありますけれども、それは一応そういった意味では財政見直しはそういう形であろうとも、現実面としての予算編成の中においては、それは現実をとらえた上での予算編成並びに執行をしているわけございまして、そういった意味でのまず視点の違い。今回はこのような形で視点を変えて、現実 に即した形での、財源を踏まえた上での予算の財政見直しを見てみたらどうかという手法に変

えたというところであります。

ご指摘の2点目のそういった意味では実質単年度収支が、平成16年が1億3,000万円の赤字、17年度が5,000万円の赤字、18年度が4,000万円の赤字で、19年度が9,000万円の赤字になっているのに対して、20年度に急に黒字になるのは不自然じゃないかという話だと思いますが、議員も十分ご存じだと思いますが、実質単年度収支というのは、いわゆる対前年との比較の中での数値を用いて、その次の年度内においていわゆる基金への積み立てとか、基金取り崩し等のプラスマイナス要因を加えた中で、最終的に集計されたのが実質単年度収支でございます。本来考えるべきものは、各年度のいわゆる実質収支を視点にとらえて考えるべきだと、私は思っています。

だから、完全に実質単年度収支がマイナスになるということは、逆に言うと前年度よりも実質収支が少なかったという状況が、表面に数値として出てくるわけでございますが、本来であれば自治体の予算の執行上は、やはり実質収支を一応念頭に置きながら、また昨年度まで43億という赤字という部分については、それは実質収支、各年度の赤字想定額を累計して43億という数字が出てきているわけで、なおかつ赤字、準用再建団体の話に出てくるいわゆる標準財政規模の20%という数字の部分については、それはあくまでも実質収支の累計で物事を考えるという、まずそういう考え方があるということだけご承知おきをいただきたいと思えます。

それから、そういった意味で結果的にご質問が希望的観測が過ぎて、実際にどのぐらいの信憑性があるというか、そういうお話をされていますけれども、それは我々としてはそれなりに自信を持って数値の積み上げをして、この財政見通しをつくっておりますので、今の時点においては、それなりに自信を持ってお示しできるというふうに考えております。

ただし、ご存じのとおり、今後例えばの話、歳入の方で言えば、交付税についても新型交付税の導入等、国の要素も多々変化してきております。そういった意味でいえば、時々状況に応じてかなり条件が異なってくると。また、まして歳出の方においては、とりあえずこの財政見通し上はいわゆる災害の関係とか、そういったものはまだ見積もっておりませんし、その災害を想定するわけにもいきませんし、また場合によっては19年度スタートした段階で、新たな財政需要を求められるような緊急の喫緊の課題も生じる可能性もあります。だから、そういった状況もありますので、今の段階での財政見通しとしては非常に自信を持っておりますが、これが100%このとおりにいくかということは断言はできませんし、申しわけございませんが、それは適正だということは言い切れないというのが実態でございます。

それから、あと後段の方で議員がおっしゃっていただきました。要するに、当市の今の現状においてまず優先することは、赤字体質からの脱却だとおっしゃっていただきました。私もそのとおりだと思っていますし、市長もやはり立候補された公約の中で、いわゆるその財政再建を掲げられてきたわけでございますので、市長としてもその思いは先ほどの答弁のとおり、強い思いを持っておられると思います。

したがって、そういった意味では、赤字財政というのは言い切れるかどうかわかりませんが、決算上では黒字になっていますから、赤字体質というのは言い切れるかどうかわかりませんが、そういう要するに財政健全化の部分については、やっぱり邁進しなければなりませんし、その一つの手法として、議員もおっしゃるとおり借金を減らすことこそが、最大の優先課題だということについては、我々としても同感であります。

しかし、一方では夢を語るのがどうかという部分については、逆にそうは言いつつも、多少なりとも、それは市民に対する夢を希望を持たせる部分での配慮も必要かと、我々は考えておりますし、そういうような形での財政運営をすることが、やはり必要であろうというふうには考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 家電リサイクルの問題ですけれども、まず質問は業者さんが折り込みで、不明な点は環境対策課への件ですけれども、許可業者さんに対しては定期的な報告を求めて、立入検査により確認を行って、指導するための指針を今要綱を作成中でございます。指摘をいただいた不明な点は下田市環境対策課にお問い合わせくださいの件につきましては、今後指導していきたいと考えています。

業者は家電リサイクル券が発行できるのかというようなことでありますけれども、家電リサイクル券の発行と料金を受け取ることができるのは、郵便局、そして家電小売店、市町村となっていますが、収集運搬業者でも家電小売店と同じ取り扱いとなっております。当該業者は財団法人家電製品協会からリサイクル券が発行できる承認を受けており、現在テレビ、冷蔵庫のリサイクル券は許可業者が発行しております。

業者に収集台数の定期的な報告を求め、立入検査による受け付け帳簿の確認方法等で、適正に運搬しているかを今後確認していきたいと考えております。

家電小売店は引き取り業者、引き取り場所、伊東に運んでいないのではないかとというような、そして適正な指導が必要ではないかということと、家電リサイクル法を市民や小売店へ

PR活動が必要ではないかというようなことでございますけれども、家電リサイクル法においては家電小売店の役割が規定されております。引き取り義務とともに製造業者への引き渡し義務があり、小売店が引き取った廃家電は、伊東の指定引き取り場所に配送しなければならないことになっています。

12月1日の読売新聞の中でありましたように、家電リサイクル券を発行し、別のルートに乗せた場合は、環境省や経済産業省が直接指導勧告を行うこととなります。市町村も、下田市でも国の施策に準じて、廃家電の再商品化を促すことになっていますので、家電リサイクル法に関しては今後、市民や小売業者へPRをしていきたいと検討を考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ベイ・ステージの指定管理者に関するご質問でございますが、数が多いために、ちょっと漏れましたら後でご指摘いただきたいと思います。また、一昨日、夕方提出されたもので、しっかり分析もできていませんけれども今後、選定委員会の方にゆだねることになりますけれども、現在のご質問にわかるものはお答えしたいと思います。

まず1点目、新聞記事は事実なのかということでございますけれども、資本金100万円の仮称株式会社アドミニスター下田を設立するというところで間違いございません。

それから、存在しない会社で、仮称ということになっていますので、その点はいいかということでございますけれども、これもしだめだったら解散するかどうかということは、私もちょっとそこはわかっておりませんが、この指定管理のためにつくるんだと思いますので、そういう意味では選定委員会にかけの前から法人登記するというのも、なかなか難しいんじゃないかというふうに私はとりまして、担当課としてはとりあえず選定委員会にかけるということで受け取りました。

今後、市役所内の審議を経て、審議といいますか、かけるということを決めて、選定委員会にゆだねたいと思っています。そういう意味で、とりあえずそういうことですが受け取りました。そういう状況です。

それから、人件費を削減額に入れるべきではないというようなご指摘でございますけれども、人件費は大きな削減の要素だと思うんです。管理者の管理を受ける方の指定管理者の方としてみれば、そこで指定管理料を減らしたいということになるかと思いますが、私は個人的ではございますが、指定管理者の方で人件費を削減するものは、指定管理料が下がる要因に入れていいのではないかとこのように思っております。

それから、商工会議所や観光協会の能力とか実績に問題はないかというようなご質問ですが、この辺は両団体とも、その分野のスペシャリストであると思っておりますし、しっかり管理できるものと思っております。それから、運営もできるものと思っております。

それから、1年間延ばしてはどうだというようなご指摘もございましたけれども、一応選定委員会の今後のスケジュールも決まっておりますし、2月の臨時会にお願いしようというスケジュールも内々には想定しておりますので、できるものならば今年度議決をいただいた折には、19年4月当初から指定管理者に管理をお願いしたいという方針でいます。

公募にすべきではないかというのは、いろいろ説明もしたこともあるとは思いますが、施設の性格、それから機能を維持して、施設の設置目的に沿った運営が期待できるということで、公募によらない指定をしたものでございますので、それを選定委員会にかけたいというふうに考えております。

出資金が少ないということですが、なかなか最初からとは思うんですが、この辺も受け取って細かく聞いてございませんので、選定委員会でヒアリング等がございますので、その辺ではっきりしてくるんじゃないかと思っております。

それから、指定管理料の問題ですが、一応市が直接直営で管理していた場合の17年度決算では、市の税金投入が2,670万円あったんですが、今回の指定管理の指定管理料の案としましては、1,760万円の指定管理料というふうに来まして、910万円の削減になるのかなというふうに思っております、このままいけば、そういう数字で今のところなっております。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） いや、出資はまだだと思っておりますけれども、一応その出資するという委任状はついておりますけれども。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） 実施事業というのは特にご存じのとおり、伊藤議員さんもご指摘のとおりなかなか難しい施設でありまして、出てきているのをちょっと見ますと、物販とか自動販売機とかというような部分は出てきておりますけれども、大きなあそこに建物を建てたりすることが難しいという施設ですので、とりあえずそういうものしか、とりあえず出てきておりませんが、その辺ももう少し詳しく聞いてみないとわからない部分もありますけれども、とりあえずそんな大きなものは出ておりません。

以上です。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） 特別ないと思っています。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） では、最初に財政なんですけど、必要と思われるお金を全部積み上げて、これはそれで一つの考え方よ。それは内部の理論としては、市役所内部では幾らぐらいみんな必要でやるにはこれくらいの金がかかるよと。歳入はこれくらいしかないから、これから何とか話し合いをしましょうと。そういう前段においては、そういう作業は当然あるでしょう。しかし、この財政見通しというものは、何のためにつくっているのかということですね。

これは僕ら議員にももらっているんだけど、市役所ではこれだけ各課から要望があって、これからすり合わせますと。すり合わせ前の段階で、一緒に僕らすり合わせをするわけじゃないから、すり合わせをした結果、最低これだけのものは必要なんだよと。そして、これだけの歳入が見込まれるから、結果としてはこれだけ不足があるとか、これだけは余裕があるとか、要は結果が欲しいわけですね、結果が。その過程においては当然、必要と思われる金の積み上げもあるでしょう。しかし、そのためにこの財政見通しをつくっているとしたら、少し僕ら議員の方から見れば少し趣旨が違うんじゃない。少なくとも見通すというくらいだから、将来を見てどうかという観点だと思うんですね。その将来は全く違いますよということじゃ、それは見通しじゃない。

ですから、財政見通しというからには、やっぱり将来の一つの可能性として最も高い姿、来年度以降 19年度はどういう財政になる、 20年度はどういう財政になると、ここを見通した正直現実の反映した数字がなければ、下田市は一体どうなんだと。夕張のようになるのかならないのか。この判断のしようがないわけですよ。みんながこれだけ欲しがっていますという、その欲しがっている額を聞いても仕方ないわけですよ。削れるところはどこまで削れるのか、そういうすり合わせをして、なおかつ足りないのか足りるのかと、こういう現実が想定できるようなものでなければ意味がないよということですね。

それと、これは物の考え方の違いなんですけれども、単年度収支よりも実質単年度収支が僕は大事だと思う。つまり、単年度収支 で黒になったよと。しかし、そこからさらに積み立てする金があったと。それは積み立てする金があったら、それはそれを足した方がいいですよ、実際に。それから、金が足りないよと。基金を取り崩したよと。取り崩す前よりも、基金を取り崩した後どうなるのかと。最終的な姿でいえば、実質単年度収支の方がより現実に近い姿をあらわしているわけですよ。単年度収支では積み立てをやる額は除いていますよと、

あるいは基金を取り崩した額を除いていますよと。それじゃ、実態はやっぱりわからない。やっぱり実態がどうであるかということが、一番大事なんです。途中経過をぶった切って、そこがこうなっていますと言われても、余り意味はないですね。したがって、財政見直しをつくるときには現実の姿で、最も現実に近い姿でやってほしい。

それから、20年度がもしこういう黒字になるのであれば、これは集中改革プランに対する考え方も変えてもらいたいと思うんですよね。赤字体質を直さなければいけない。しかし、今下田がやっているのは赤字体質の改善じゃないですね。赤字を抑え込んでいるだけなんです。キャップ方式とか、それから給与の10%カットというのは、いわば解熱剤で熱冷ましなんだよ。赤字を一時的に抑えているだけなんです。赤字の体質は何も変わっていないですよ、それは。

それは、修理代を本当は修理しなくちゃいけないの、それはいいや、2年後に回そうじゃとか、これは本当は買いかえなければいけないけど、いや、それは再来年に回しましょうとか、こういう話なんです。やるべきことを先延ばしにするから、キャップ方式でやればそうならざるを得ない。だから、キャップ方式だと赤字を一時的に抑え込むことはできるが、赤字体質の改善にはならないわけなんです。

しかしながら、本当に財政が悪化で、毎年赤字で どうしようもないなら、それは解熱剤の必要もある、一時的に熱を抑える、赤字を抑える必要もある。しかし、赤字にならないなら、これはそういうやり方はもうやめるべきですよ。それはこういう解熱剤ばかりやって、体力はどんどん落ちますよ。具体的には、やらなければならないことが何もできない、職員のモチベーションはどんどん下がりますよ。おまけに給料もらえないとなればね。やっぱり企業体質、市役所の体質そのものが劣化するんですよ、この解熱剤を使い続けると。

したがって、本当に20年度以降こういう黒字になれば、であれば体質の返還に向けてキャップ方式なり、職員の10%カットというのは少し見直した方がいいですね。ただ、僕が見ている限りでは、黒字にはならないと思いますけれどもね。やっぱり正直言って赤字じゃないかと思いますがね。それをひっくるめてどうでしょうかね。

リサイクルについてはわかりました。やっぱりこういう違法ということが表に出た以上、ある意味では非常に謙虚な姿勢で、疑問を持たれないような対応をしていく必要があると思いますので、答弁のとおりお願いしたいと。

また、家電リサイクル法については家電小売店をひっくるめて、やはり市民の間でも十分な理解が行き届いていない面も多々あると思うので、これからしっかりと啓蒙をしていって

いただきたいと思います。そのことをお願いします。

ベイ・ステージなんですけど、指定管理者になるため設立された会社。これが既に選定委員会にかけられることが決まって、議会にかけられることが決まっているなんていう話になると、これはなから談合じゃないかと。これじゃ、選定委員会も議会も要らないじゃないかと、こういうまた疑惑が持たれるわけで、なるべく疑惑が持たれないように、やっぱり結果は決まっていなはずだから。

ところが、よくわからないんだけど、普通なるためだけにと、なるかならないかわからないところに資本の投下はやれるのかなと。非常に疑問があります。こここのところはもう少し公正さ、疑問を持たれないやり方が必要じゃないですかね。だから、できてもない会社に対して、やっぱりできてもない会社が出してくる、できてもない会社を指定管理者にすると、それはなから間違っているんじゃないかなと。

もう一つ、課長さんは一応市の課長さんとして考えておられるのか、このアド何とかんとかという会社の立場で考えておられるのか、ちょっと疑問 なんですけど、指定管理者として見れば職員の人件費の削減は大きな魅力だと。それは指定管理者から見れば、職員の人件費が削られたのは削減だといえ、それは指定管理者から見ればそうだよ。市役所の立場ですよ。市役所にしてみれば、ベイ・ステージに今配置されている職員を、例えば観光交流課に持ってきたって、市の人件費は減らないんですよ。それはベイ・ステージの予算は減りますよね。その分、観光交流課の予算が増えるだけで、つまり市として見たら、職員の人件費は移動したって減らないんですよ。したがって、ベイ・ステージの経費は削減したこ とにならないんだよ、職員を異動しても。

だから、2,700万かかって、職員の給料が 900万あれば、それは 900万かかって 1,700万だったら、市として見れば経費の削減はゼロです。だけれども課長さんは、いや、それは指定管理を受け立場に立てば 900万円の人件費が減ったということで大きい、それはあなたは一体どっちの立場で物を言っているのかという疑問を持ちちゃうわけですよ。

その説明として、またこれは本当だとしたら問題あると思うけれども、スケジュール決まっていると受け付けて、それから選定委員会にかけて議会 にかける。これもう決まっていたら大変な話で、場合によっては、選定委員会はだめと言う可能性があるわけじゃないですか。スケジュールどおりなんだって、どこからそんなスケジュールを決める権限がだれにあるんだという。それおかしいと思うんですよ。

だから、ちゃんと段取りがあって、最初に会社があって、その会社が計画書を出して、私

はやりたいという。やりたいという人がいないのに、計画書だけがどこどこ出てきてスケジュールが決まって、来年 2月には議案になりますってさ、それはちょっと摩訶不思議過ぎちゃう。民間活力の導入と経費 節減のポイントは、自主事業なんですよ。その自主事業が物販とか自動販売機じゃ、これは幾らなんでも活性化にも経費の削減にもならないんじゃないですか。今言ったようなお話だったら、選定委員会にかけられるまでもないような気がしますけれどもいかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 財政問題でございますが、どこまでご質問がちょっとあれだったんですが、ご意見を拝聴させていただきました。

それについての私どもの考え方としまして、いわゆる積み上げ方式についての 従来の手法についてご批判の部分はご意見として……

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） だから、そういう意味でいえば、従来のやり方がおかしいんじゃないかというご指摘だと思うんですがね。だから、それは今回視点を換えさせていただいて、それなりに一応現実に即したもので、視点を変えた形での財政見通しをつくらせていただいたということでございます。

それから、実質単年度収支の議論でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、いわゆる実質収支からそれぞれ基金へのやりくりについて、実態は簡単な話が実質収支で赤字になっても、その後基金で埋め合わせすれば黒字になるような形になるんじゃないかと。だから、そういう意味でいえば、実質単年度収支で判断するのが適切じゃないかというご議論だと思います。

確かにそのとおりだと思いますが、そういった意味で、私がそういう意味で実質収支を申し上げたのは、いわゆる今問題になっております準用再建団体の尺度がどうであるかという部分について、むしろそういった意味では実質収支の段階で考えるというのが、普通の考え方ですよという話で申し上げたところであります。

それから、赤字体質の改善について全くなされておらずに、強いて言えば赤字を抑制するような財政見通しじゃないかと、こういうご議論であります。

そうは言いつつも、この見通しの中で先ほど市長が申し上げたとおり、集中改革プランのそれなりの対応なり、また実施計画等のいわゆる費用対効果のものも含めて、それなりに今

回の実態に即したという意味は、そういうものも含めて財政見通しに反映させていただいているというところであります。

ただ、現実的には、それは歳入財源が先細っている状況の中で、歳出もそれなりに抑えたのが収支バランスじゃないかと。結果的にはそのようになりますけれども、その中でも少ない財源の中でも、それなりに改善するような形については、メリ張りをつけた予算措置を今後やっていくという前提で今物事を考えておりますので、そういう部分もあるということだけご承知おきください。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、1点目のご質問、決まっていることだということですが、決まっていないから、やはり出してきた方は不安ではないかというふうに私は思っていて、そういう意味で不安になっているんだと思うんです。要するに、申請して きた方は、決まっているわけじゃないから、これからいろんなハードルがあるから……

〔「それならあなたはどっちの立場で答弁をしているの。つまり提出者の立場で」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） それをもってですね。それをもって一応担当としては受け取りました、申請書を。これからいろんなハードルがあるということでございます。

それから、人件費の件でございますけれども、帰ってくれば同じ、人件費は何も変わっていないと。そうは言いますけれども、 1年遅れになりますかもしれないけれども、人員の採用計画にそれは反映してくるんであって、市役所の人件費は最終的には減るんでございます、そういう意味でいけば。

あと、スケジュールの件ですけれども、そっちもどっちの味方だというようなことですが、1年延ばしてはというお答えの中で、私はそういうこちら側の意見として、できることならば19年度から指定管理者にしたいというようなスケジュールを言ったまででございます。どちらの味方でもございません。市の人間でございます。

人事異動につきましては、なかなか難しいのかなというふうな最初から相当な規制、それから補助金を受けた施設でするので、最初からそういう何かを始めるというのが難しいのかなとは思っていますけれども、この辺も選定委員会のヒアリングの中で明らかになってくると思っていますので、そういうことでその辺を待ちたいと思っています。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 財政の方はお聞きしたいのは、確認をさせてもらいたかったのは、20年度から黒字になるよと。20年度から黒字になる見込みであれば、それは集中改革プランのありようとしてキャップ方式、あるいは10%の職員の削減というのは、あくまでも30億円、あるいは40億円の資金ショートをするという、この財政見通しなりの中で出された話です。

しかしながら、それはある意味では支出を過大にまで見ていましたよという話なんですよ。今度は過大に見ませんよと。現実的に即してみたら赤字はありませんよということであれば、ここは全般的に見直しをしないと、本当の意味での赤字体質の転換につながらないんじゃないのかなと、抑え込むだけでは。修理するところは修理すると。例えば、雨漏りするような幼稚園はやっぱり雨漏りを直すとか、そういう作業は必要になるわけですよ。キャップ方式であれば、雨漏りしようが何しようが、金がないからとりあえずバケツを置いておけど。だけれども、黒字になるなら雨漏りぐらいは直せよと。だから、事実的に即しているなら全体として見直しをして、そうしないと雨漏りのところバケツ置いて済ませていたら、これ大変なんですよ、やっぱり。それは組織的にかたがたになりますよ。担当者はたまらないですよ。その辺がどうなのかということですよ。

それから、指定管理者は、これ人件費はまずベイ・ステージの、市役所にとってベイ・ステージの今までかかっていた経費が下がるか下がるかかなんだな。下がるか下がるかいかだ。これ人間を異動したから……。

議長（森 温繁君） すみません、3分です。

3番（伊藤英雄君） 人間を異動したら下がるということはないんですよ、ベイ・ステージは。しかし、それをつまみ 2,700万かかっていたと。そのうち職員の人件費 900万だと。その人件費を引き上げたよと。だから 1,700万です、市役所の出費はね。それなのに 1,700万の指定管理料で 900万円、下田市の経費が下がりましたと、こんな理屈はないですよ。

時間がないというんで、しっかり選定委員会にどうしてもかけたいというからかけるんでしょうけれども、やっぱり存在しない会社が計画書を出すとか、指定管理者にするべくやるとかと、それはおかしいですよ、普通。常識で考えて。物販だ自動販売機じゃ、だって指定管理者制度は施設を活性化する利用者、使用者を増やす、経費を削減する、この2点はしっかりとかやっぱり実現しなければだめだと思いますよ。

終わります。

議長（森 温繁君） 答弁。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 最後ということで申しわけございませんが、とりあえず財政サイドからいいまして、財政見通し上の問題について黒字になるのであれば職員 の給与 10%カットとか、それなりのマイナス要因については、再度見直して精査すべきではないかというご意見だと思います。

財政見通し上、前回の全員協議会のごときにご説明をしたと思いますが、今回の財政見通しについては、先ほど来市長が申し上げたとおり、集中改革プランのいろんなメニューを一応完全実施するという状況の中で、その前提の中で出させていただいている。したがって、今後、職員給の 10%カットについては、組合との交渉等現実の面の手続がございますが、一応この現時点での財政見通し上では、10%をカットした上でこうなりますという状況なんですね。なおかつ、そういう状況の中で出させていただいてやっと黒字になるという、そういう状況になっているので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） それともう 1点、いわゆる赤字脱却の政策を盛り込む、それは当然我々も考えております。ただし、この財政状況、一朝一夕にすぐ赤字が脱却できるような状態ではないですから、徐々にそういった効果があるようなところに予算配置を……

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） だから、それは 10%カットをしたりなんかして初めてなるんで、しなかったら赤字なんですよ。だから、そういうことが赤字脱却できるような今後めり張りをつけた予算措置をして、できるだけそれは何年かかるかわかりませんが、赤字脱却になるような健全財政に立て直していきたいという姿勢のものであります。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 私の立場も助役の立場と、もう一つはやはり選定委員会の委員の立場ということで、大変難しい立場にあります。

伊藤議員からいろいろと指定管理者制度についての指摘がございましたので、これらは近々開かれる選定委員会の中で、こういう指摘を受けたということで、他の委員の皆さんにも十分に説明して議論をしてもらうことにさせていただきます。

それから、人件費の関係でございますが、伊藤議員の言われることもわかります。ただ、ベイ・ステージからこちらへ引き揚げてきて、その人間、市が出すわけですから、確かに変

わらないんですが、これは人事の採用計画の中で、例えば何回も説明していますが、今年度 29名中 13人しか来年 4月 1日採用しないということ、16人の減員になるわけですね。どういうふうに対応していくについては、組織の機構の見直し、それから可能な限り現場の方については補充で臨時職員、また一般職についても半分しか採用しないという中で、やはり 2年目はもう 13人採用の計画がありますから、確かにこう来れば今の計画の臨時の雇いが 1名減るとい形になります。

ですから、70万の職員が戻ってきたから 70万軽減できるのかということには即ならないんですけれども、先ほど課長が言いましたように、次の採用計画の中でそういう形になれば、正規の職員の採用を 1名減らせるわけですね。ですから、初年度は臨時職員の 250万ぐらいかもしれないですけれども、2年目は 70万なり 75万なりが減るといことで、これはもう人件費の軽減には必ずつながります。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 3番、簡潔に。

3番（伊藤英雄君） まず、うまいことごまかしているみたいだけれども、そうじゃないですよ。つまり、ベイ・ステージから引き揚げて、本庁にやるからこちらの人件費で採用を減らせるという理屈はわかりますよ。しかし、問題はベイ・ステージの経費の削減という観点からいけば、異動しただけだと変わらないんです、基本的には。そこでかかってくるから。それは長期的に見れば変わるといえば変わるけれども、しかし市役所の歳出の中でいえば、人間が変わらない以上は変わらないんですよ。

それから、もう一つこの問題で問題なのは、山の家的时候は比較する対象があったわけですよ。

議長（森 温繁君） そろそろ時間になりました。1分前です。

3番（伊藤英雄君） ところが、今回は比較する対象がないわけですよ。だから、比較する対象を自らなくしたときに、それはそれなりに厳しさを持つ必要があるわけです。その厳しさが来年以降、人件費は減る可能性がありますじゃ、それじゃやっぱり著しい公正さは欠けていると言わざるを得ない。

それから、先ほどは答弁いただかなかったんですけど、山の家的时候に使った基準があるわけですよ。あの基準はやはり使うんですか。その質問を。

それから、やっぱり公正を、今回の場合は存在をしていない会社であると。それから、答弁上は既に決まっているがごとく答弁が繰り返されてきたと。こういう観点、それから競争

がないような観点からみると、相当やっぱり自らを戒めるような姿勢でいかないと、あらぬ疑惑がかけられちゃうと。そういう姿勢でぜひ臨んでほしいと思います。

時間です。終わります。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 議員言われているように、今回公募によらないということで、確かに一つの中では比較対象するものがないよと。これは選定委員の皆さんもそういう意見が出ております。そういう中で、それではやはり直営のときとの比較にしようじゃないかと、こういうのも現在選定委員の中では出ております。

それから、基準でございますけれども、やはり今まで公募をしなかったという方向できているからには、その基準も厳しくしようじゃないかということで、まだ決定ではございませんけれども、今までの選定委員会の中での委員の皆さんからの意見は出ております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

次は、質問順次 8番。1つ、私の下田市再生案について。2つ、障害者や高齢者に対する福祉医療改革と敷根プールのリハビリ活用について。3つ、教育問題について。

以上3件について、4番 土屋雄二君。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 政新会の土屋雄二です。

議長の通告どおり質問いたします。先輩、同僚議員から同様の質問がありましたが、私らしく頑張ってみるつもりです。

私の下田市再生案について、団塊の世代を下田にUターン・アイターンを。

私は議員になって3年9ヶ月が過ぎました。議員になる前から下田の財政の厳しさは感じておりましたが、これほど厳しいとは思ってもみませんでした。何とかならないか、何とかしなければとの格闘の日々でもありました。

市長も財政再建と観光立市を掲げてきましたが、長引く不況と積み重なった債務で身動きがとれないところへ、国の三位一体の改革により地方分権への移行と、我が下田にとって非常に厳しいことばかりです。急速に進む少子高齢化と元気の出ない観光、減るだけの税収と人口、増えるのは医療費や生活保護費などの扶助費と滞納金、イノシシと未耕地とため息ばかりです。

この問題の解決策として雇用を確立すれば、若い人たちも住みつき、子供も多くなり、活

気が出て税収も伸び、多くの問題も解決できるわけですが、道路網に関する流通問題などの地域性で企業誘致も難しく、空論で終わってしまいます。

国の債務残高は国内総生産（GDP）の 1.6倍の 820兆円に達し、国民 1人当たりの借金は 648万円になるとのことです。財政の悪化している国に依存しているだけでは、下田の発展は望めません。下田市が自らの創意工夫で知恵を出し合い、地域の活性化を目指すしか方法はないと思います。

私が 6年前に出会ったお客さんは、神奈川県出身で、東京でサラリーマン生活を定年退職で終わり、下田に住みたいという人で、稲梓の山の中に土地を求め家を建てたいということでした。農地転用の問題で多少の苦労がありましたが、本人の熱意で土地を買い住宅を建築し、家族と別居の 1人での定住生活が始まりました。すぐに電話が来ました。テレビが映りません、携帯電話が入りません、どうしたらよいでしょうかとのことでした。普通のテレビは山の高いところへアンテナを立てて引くしかありません。奥に分譲地があるため、電気と電話線が通っていたので事なく済みました。

こんな始まりでしたが、今では畑仕事をしながら狩りの免許をとり、地元の人たちとイノシシやシカ狩りに励み、時には自分の趣味の釣りに地元の人たちを誘い、カジキ釣り大会にも自分の船で参加しております。昨年秋、私の事務所に突然見えて、新米が初めてとれたので持ってきましたとのこととびっくりいたしました。今年から田を借りて初めてつくって新米ですと、少し笑ってにっこり笑ってくれました。本人の人間性も多分にありますが、地域にすっかり溶け込み、私以上に下田人しております。

これが私のこのテーマの下田再生案のヒントでした。団塊の世代が 2007年から 2010年に定年を迎える昭和 22年から昭和 24年生まれの第 1次ベビーブームの人たちです。団塊の世代の退職金の総額が 8兆円に達するとのこと、これは韓国の年間国内総生産（GPP）に匹敵するとのこと、びっくりいたしました。

地方の地域では、この団塊の世代の人たちが仕事を求めて都会に出たため、すっかり 少子高齢化が進みました。サラリーマンで転勤族だった地元出身者に Uターンをして帰ってきてもらい、また他地域の出身者には第 2のふるさととして Iターンしてもらい、都会で疲れた人たちの癒しの場所としては下田は最適だと思います。今こそ下田の海、山、温泉、自然の美しさ、四季を通じた気候のよさなどを PRし、多くの人たちを誘致する対策が必要だと強く感じております。

反面、もうすぐ超高齢化社会の仲間入りする年代の人々を呼び込むことは、社会保障のた

めの費用が高くつくのではという意見もあるかもしれませんが、住民票を移していた できれば年金保険もしっかりしており、相続を受ける世代の人々で経済的に豊かな人々です。財政基盤強化に十分プラスになると思いますが、市長の意見をお伺いいたします。

次に、障害者や高齢者に対する福祉医療改革と敷根プールのリハビリ活用についてお伺いいたします。

障害者自立支援法とは、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活、または社会生活を営むことができるために定められた法律であり、従来の支援制度にかわり障害者に費用の原則 1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援する法律です。

この法律は平成 18年 4月 1日より一部施行、平成 18年 10月 1日より本格的に施行され完全実施されました。法律立案者のねらいは、障害者の福祉サービスの一元化、障害者がもっと働ける社会に、地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、平等なサービス利用のため手続基準の透明化、明確化、利用したサービスの量や所得に応じた公平なプラン、国の財政責任の明確化となっております。

知的障害児の通園施設に子供を通わすと、利用料が 9月まで月 1万円だったものが 10月から約 3万円になり、障害児をスムーズに小学校に入学させ将来自立するため必要なのに、このままでは通園させることが難しくなるとの声も聞こえます。このため県内では、静岡市や富士市、浜松市、三島市などでは、負担軽減策を実施しているとのこと。下田市の関係する施設や患者さんに問題点はないのか、また負担の軽減策について及びつくし学園に関する影響と法人化の問題に対する影響についてお伺いいたします。

高齢者医療負担は、所得が夫婦で年収 530万円以上で、単身者で 383万円以上の 70歳以上の人は、医療機関の窓口負担が現行の 2割から 3割に上がり、医療型療養病床に入院する軽度の患者は食費、光熱水費が自己負担となります。下田市の関係する病院や患者さんに問題点はないのか、また軽減策についてお伺いいたします。

介護保険制度の改正で、10月から要支援 1、2 要介護 1の人たちは、電動ベッドのレンタル使用に保険が適用されなくなるなど、社会福祉用具貸し与えへの利用が除外を除き制限され、予防重視や介護保険給付費の増加を抑えるのがねらいだが、一律の打ち切りに高齢者は戸惑っているとのこと。

診療、医療の改正で、リハビリテーションの保険適用に日数制限が設けられた上、 集団療法については保険の対象外となりました。診療報酬の改正は、増大する医療費の背景に医療

と介護の境界を明確にすることが目的で、リハビリ診断は長期にわたり効果が明らかでないリハビリが行われているとの理由から、一部の患者を除き最大 180日の上限が設けられました。同様に集団療法も長期にわたり効果的でない集団リハビリが行われておるとの理由から、医療保険の対象から除外されました。プールでの歩行訓練は、水の浮力と圧力を利用した訓練で、筋力をつける機能維持ができるので、高齢者や障害者にはとてもよい運動になるということです。

私の先輩は 6年ほど前、重症の病で医師から今後歩行は難しいかもしれないと言われましたが、今では一緒にゴルフができるほどになりました。リハビリは苦しいけれども、目的を持って努力することが大事だ、時には薬以上の効果がある、休まず続けることが絶対必要だと言っていました。私の周りにも、何人もリハビリ治療を中断されて困っている人がおります。市内にリハビリを中断された人がどれくらいいるのか、お伺いいたします。

敷根プールを利用してリハビリ訓練を希望する人たちのため、入退水するときの手すり、歩行訓練のためのロープ等、公認プールですので取り外し可能な設備を設置していただきたいと思いますが、当局の見解についてお伺いいたします。

また、2階のトレーニングルームの器具も故障しているものも多く、広報「しもだ」で市民に呼びかけて、使っていないものを譲っていただければ経費もかけずに施設も充実し、市民の健康増進にも役立ち、医療費の削減にも効果があると考えますが、市長と当局の考えをお伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。質問数が多いため、明確な答弁をお願いいたします。

稲生沢幼稚園について。

9月定例議会で激しく議論されました稲生沢幼稚園の問題も、双方が一步ずつ歩み寄り、よいところに落ちつきそうなところまで来たことを大変喜ばしく思っております。当局の集中改革プランをどうしても通したい気持ちも理解できますが、一方的契約解除は法律的問題を残すことになるどころでした。

平成 18年 11月 17日、稲生沢幼稚園保護者の会からの提出されました要望事項（保護者の統一意見）。平成 19年度から統廃合は認められないが、平成 20年度からの実施は以下の条件を満たした場合に認める。また、その他要望事項について対応すること。

平成 20年度から統廃合するための条件。 1、希望する園に全員が入園できるようにすること（各幼稚園及び第 3保育所）。 2、下田幼稚園及び稲梓幼稚園と 1年間計画を立て交流授業

(園児、保護者等)を実施すること。 3 下田幼稚園及び稲梓幼稚園に稲生沢幼稚園の先生を配属すること。 4 下田幼稚園及び稲梓幼稚園の通園に伴う駐車場を確保すること。 5 稲生沢幼稚園閉園に伴う行事(閉園式)を実施すること。 6 廃園を説明した上で入園の希望者は受け入れること(年中、年長の受け入れは認める)。

その他要望事項。 1 通園バスについても検討すること。 2 学校再編整備審議会の答申を受けて下田市の教育プラン(5年から10年計画)等を公表(広報「しもだ」)すること。 3 第3保育所や稲生沢幼稚園の子供たちとも交流授業を実施すること。 4 市民全体で今後の下田市の教育のあり方を考える機会を実施すること(ディスカッションや講演会など)。

以上の稲生沢幼稚園、保育園の要望事項に対して、当局の認識と対応についてお伺いいたします。

次は、集中改革プランの中で稲梓幼稚園の廃園が位置づけされておりますが、今後の幼稚園の統廃合の計画はあるのか、お伺いいたします。統合計画が出たら、少なくとも1年以上前に公表する必要があると思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

また、集中改革プランによりますと、平成18年から平成19年に小・中学校の適正規模の検討、再編するとありますが、今どのように進んでいるのか、お伺いいたします。

下田市立の保育所、幼稚園、小・中学校の施設設備、管理運営について条例規則、要綱に沿って原点から見つめ直す必要性を感じますが、当局の考えをお伺いいたします。

いじめ問題についてお伺いいたします。

いじめ、自殺、この言葉を毎日ニュースで聞かされて、暗い気持ちになるのは皆様も一緒だと思います。葬式ごっこと言い先生も加わったいじめで自殺、金銭を要求されたのを苦しめた自殺、友達関係の悩みで担任の先生に相談したが解決できずに自殺、子供たちは多くの問題や悩みを抱えて生活しています。友達、学校、家庭、進学、将来について問題を解決するのに選択肢が少なく、市が子供たちの逃げ場になっているようにも感じます。早いうちに小さなサインを見逃さず、見つけてやる方法しかないのかもしれませんが。市内の小・中学校のいじめの現況についてどのように認識、把握しているのか、またその対応について当局の考えをお伺いいたします。

不登校児についてお伺いいたします。

市内の小・中学校の不登校児の現況と原因について、またいじめとの因果関係があるのか、どのように把握しどのように対応しているのか、当局の考えについてお伺いいたします。

高校入試についてお伺いいたします。

15の春を泣かせるなど、季節的なテーマですが、郡市内高等学校のクラス減は当初下田南高が1クラス減るのではとの話を耳にしましたが、先月21日、県教育委員会の発表によりますと、下田北高が1クラス40人の減ということでしたが、県の問題ですが、その理由についてわかっていたら教えていただきたいと思います。また、入学希望者と入学者数についてどのように把握しているのか、お伺いいたします。

以上で主旨質問を終了いたします。

議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げ、10分間休憩したいと思いますけれどもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 8分休憩

午後 3時 18分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、4番 土屋雄二君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の土屋雄二議員の方からの下田市の再生案ということで、提案ということがございました。団塊の世代を下田にUターン・Iターンという、昨日の土屋 忍議員とも少し関連性があるご質問かというふうに思います。特に、議員がお知り合いの稲梓に転入されて、定住された方の例を引き合いに出してのご説明でありました。

今、この団塊の世代の方々は、これから約700万人という大量退職者が見込まれるという数字が出ているわけでありまして、近年スローライフという言葉に代表されますように、田舎暮らしとか自然体験、こういった考え方の中で田舎の生活を求めるという方々が大変多くなっていることは事実であります。

現実にこの団塊の世代の方々の性格というのが、先般ちょっと何か出ておりました、大体戦後の高齢者と比べると、まず精神年齢というのが約10歳から15歳ぐらい若いというような年齢層というふうに当たるそうです。それから、自分の生活をエンジョイするためには、余り子供にお金を残すよりは我々の世代で使ってしまうおうと、こういう考え方。昔はよく子供のために子供のために、自分だけが一生懸命働いたお金を後の方に残すという気持ちがあ

ったんですが、この団塊の世代の方というのは、比較的自分たちが頑張ってきたものは自分たちで楽しんでお金も使ってしまう、子供たちはしっかり自分で努力しなさいと、こういう考え方を持っている方々がいるということは、この 700万人大変大きな方々であるというふうに思います。

そういう中では、この下田を含む伊豆半島というのは、今現在でも特に南伊豆あたりですと、芸術家とかミュージシャンとか作家とかこういう方が、定住している方もいらっしゃるわけでありまして。

昨日の答弁でも述べさせていただきましたように、昔はまだよく定住、ここに住んでもらおうという考え方の精査というのが、主流というか流れがあったんですけども、ここ近年は、昨日申し上げましたように交流居住、ですから 2地域を自分で確保して、都会に住んでいたり田舎に住んだり、こういう住み方をする方々が大変多くなっています。私はこれでもいいんじゃないかなという考え方を昨日述べさせていただきました。やはり病院問題とかいろんな健康問題があれば、東京でしっかりした病院で管理をしてもらって、年の半分ぐらいはこの下田とか田舎暮らしをしてもらう、こういう交流居住のあり方であったとしても、大変大きな消費が見込まれる、ターゲットになる、こんなふうに考えています。

議員の前段ずっとご意見の中で、最後に市長の意見を聞くということでございますから、議員の活性化に対する思いという形で、これは当然のことながら今、賀茂郡全体で取り組もうという行政組織もできつつあります。

昨日申し上げました里山ネットワーク、これは県が入り、それから下田市、それから残り 5町ですね。この担当者が入って、これは行政だけではなくていわゆる観光業者、それから農林水産業者、それから不動産業者まで取り組んでやろうという組織であります。そういう中で、それぞれ下田がどういう考え方で、こういう方々を取り込んでいこうかというものをそれぞれの地域が考えて、やはりこの地域全体の考え方として出していこうという。これは 19年度中にすべて考え方がまとめられて、県の支援も得ながら外に PR をしていくわけでありましてけれども、もう時期的にはよそでどんどんやっている事業でございますので、下田はそれに並行して何らかの形で呼びかけをしていくというふうに考えていきたい、こんなふうに思います。

それから、障害者の関係のお話が出ました。自立支援法ができてから、いろいろなその方々の負担が増えているという中での問題点についてたくさん質問が出ましたので、ある程度のところを答えながら、また細かいご質問もありましたので、これちょっと担当じゃない

とわかりませんので、担当から述べさせていただきます。

この支援法が10月に本格施行されました。しかしながら、割負担増の導入とか、事業者への報酬の日払い、こういうことにつきましても、この法の施行後いろんな問題点が今出ているわけでありまして、たまたま今日の朝のテレビでも柳澤厚生労働大臣が、こういうものについての見直しというようなお話をしておりました。

これは低所得者等含んだ利用者のさらなる軽減措置ですね。それから、事業者に対する激変緩和の措置、それから新たなサービスの移行等のための緊急的な経過措置、これにつきましては自民党を含め与党の方々が、政府に対して18年度の補正予算の中に960億円ぐらいこれを盛り込めというようなことのお話も出ておりましたので、多分この支援法がスタートしましても、大変この方々の負担というものに対して、政府もそういう形に少し予算措置をしてくれるのではなかろうか、こんなふうに考えています。

先般、つくし学園も大川議長のもとで全協を開かさせていただきました。この中でも議員さんの方から、やはりつくし学園に入る子供たちが、この制度になって大変入園料が高くなるんですよ。いわゆる今までみたいなものに対して、食費だとか光熱費とかそういうものが全部付加されるという中で、今いる人たちがすべて入れるのかと、あるいは入ってもすぐ負担が耐え切れなくなって出てしまうのではなかろうかということも、議員さんから説明がありまして、よく園長の方から説明をさせていただきましたが、大変そういう問題も含めて大きな障害者の方々にとっては負担を伴う、この支援法の措置でありますので、また政府もその辺のことをスタートしたんですけれども、やはりいろんな問題でまたそういう方々を応援していこうというような形の方向性が、少し出てきているようであります。また、そのことも踏まえて、担当の方から答弁をさせていただきます。

もう一つ私の方から答弁をさせていただきたいのは、議員がおっしゃっていたプールの関係でございますけれども、今この敷根プールの場合は、奥側の23メートル部分の中に水深を浅くするようなフロアを設置します。水深約90センチぐらいのフロアにして、そこを中高齢者の健康増進ということで、水中運動教室というのを展開しているわけでありまして、この参加者の中にはリハビリを兼ねて参加する方もいらっしゃるわけでありまして、今、議員がおっしゃったように、この入退水が容易になるように段を設置はしておるんですが、ご指摘の手すり付きの段ですね、階段、あるいは歩行訓練のためのロープの設置というものにつきましては、今、指定管理者が振興公社でございますので、振興公社と協議をして、なるべくご要望にこたえるような方向へ進めていきたい、このように思います。

それからもう一つ、トレーニングルームの方の器具の故障ですが、これは大変製造時期が古いということと、なかなか現状もう器具がそろわないというような形なものですから、ある程度放っぼってあるような状況であります。そういう中で広報で呼びかけて、もし市民の中で使っていないものがあつたら提供してもらえということは、大変いい提案ですから、これは早速広報の方に載せて呼びかけを計画していきたいと思ひます。

議員のおっしゃっているリハビリというのは、マッサージ器なんかはだめなんでしょうね。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君）　そうですか。意外にマッサージ器というのは一時流行しまして、皆さん方買ってですね、でも意外に使わずに部屋の中で邪魔になっているというような、結構新しい器具なんかもあるそうですから、そんなものでもよければ、そういうことも踏まえて振興公社の方と少しやってみたいというふうに思ひます。

議長（森　温繁君）　番外。

教育長（高橋正史君）　それでは、教育問題についてお答えしたいと思ひます。もし答弁漏れがあつたらご指摘願ひます。

まず、稲生沢幼稚園についてですけれども、平成　18年 11月 17日に稲生沢幼稚園の保護者会より最終意思決定が提示されまして、特に　6点について実現できるような要望がありました。教育委員会としても、これを真摯に受けとめて至急検討し、以下のように対応することにしました。

1番の希望する園への入園ということですが、他の幼稚園についての入園は可能です。ただし、保育所についての入園条件の範囲かは、吟味する必要があるかというふうに思ひます。

それから、下田幼稚園と 2番目の稲梓幼稚園との交流については、稲梓幼稚園と稲生沢幼稚園は交流園ですので、交流活動は既に実施しております。下田幼稚園については、本年　11月 20日に実施し、今後も 12月、 1月に計画しております。来年度も稲生沢幼稚園の教育課程に無理のない範囲で、下田幼稚園と稲生沢幼稚園の交流を実施していきたいというふうに思ひます。

3番目の稲生沢幼稚園の先生の下田幼稚園や稲梓幼稚園への配置ということについてはですけれども、本件は人事上のことですので、ただ統合に伴う人事上の配慮はしなくてはならないというふうに思ひます。

それから、4番目の駐車場の確保ですけれども、下田幼稚園についても稲生沢幼稚園についても園の周辺に願ひし、了承をいただいております。

5番の閉園式の実施については、子供や保護者の願いを反映させながら、3月の閉園に向けた教育課程を作成していきたいというふうに思います。

それから、年中、年少の受け入れについては、転園の希望は当然受け入れるというふうなことです。

それから、その他の要望の1から2については大変長期的なプランとか、そのほかのことで、努力し要望に近づけるようにしたいというふうに思います。

それから、幼稚園と学校の統廃合についてですけれども、平成18年8月21日に下田市立学校再編整備審議会より提示された中間答申を尊重しながら検討していきたい。中間答申では、施設の改築、整備を検討する際は、次のように整備することが望ましいということで、白浜幼稚園、吉佐美幼稚園については隣接の保育園と統合し、幼稚園と保育所を一体化するような施設を整備する方向でというような形。それから、稲梓幼稚園については、近接な保育園がありませんので、現有施設を維持活用しつつ今後、幼稚園と保育所を一体化したような施設を整備するというような形の答申が出されています。

この趣旨は、幼稚園と保育所の連携を一層推進するとともに、小学校就学前の子供の育ちを支える体制を整備することにあります。したがって、平成18年10月1日から施行された就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に示された認定子ども園制度などを活用する、また最終的には地域の実情に即した一体化を目指していかなければなりません。この課題は多く審議も必要です。その第一歩として、教育委員会と福祉事務所の合同部局的なものを設け、幼稚園、保育所の関係の意見交換や相互交流をさらに進め、それぞれが積み上げてきた経験の共有や相互理解を促進することが不可欠だと。この部局設置の検討を進めていくというような形の

小・中学校については、現在審議中です。審議計画については、次のとおりです。

平成18年度これからの5回、6回、7回については、11月、2月に学校視察というような形の中で、19年度については学校視察並びに課題の整理というような形で予定しています。

なお、学校視察については、その趣旨としては、学校の施設活用状況や自校ならではの教育活動、子供、保護者の様子等を把握することで、再編整備委員会の審議に生かすというような形です。

視察校としては、下田小学校、白浜小学校、稲梓中学、下田中学等を考えています。内容としては、学校からの説明を受けてまして、校内見学し、質疑応答というような形です。19年度については、予定としては約5回いろいろな審議、必要に応じての現地調査、審議をし

ながら、ある程度最終答申というような形がなされるのだと思います。

以上、小・中学校の学校編成については、審議会の答申をもとに慎重に進め、最終的には市民の理解を図るように努めたい。

なお、稲生沢幼稚園とか浜崎幼稚園のときもご指摘されましたけれども、再編についての答申というんですか、計画と実施の時期というような形についての大変批判があるというような形については真摯に受けとめて、答申というんですか、計画と実施時期については十分な余裕を置くような形の計画というのを、今後努力していきたいなというふうに思います。

それから、いじめ問題については、何人かの議員さんからも質問がありました。やっぱり新聞で指摘されていることは、隠す体質というような形の中のいろいろな問題というような形の中で、ただいじめというのはなかなか教師の目の前でいじめをするということはほとんどありません。

そういうような形の中で前の答弁にもありましたけれども、やっぱり教師の感性を一つは磨くということ、それから隠す体質というのを取り除いていかない限り、これは解決できないだろうというふうに思いますし、被害者とそれから加害者の問題。ただ、両方が存在するわけですから、例えば担任なり学校の中で。しかし、私も経験からいくと、加害者というのは加害者意識が非常に少ないというようなこともありまして、基本的にはやっぱりいじめられているという子供に対する、その身になっての問題というような形の中で、問題を取り扱っていかなければいけないだろうなというふうに思います。

先ほど嶋津議員もおっしゃられたマニュアルの件、アンケートの件、それぞれの形の中で教育委員会、学校が一体になって、その問題に取り組んでいきたいなというふうに思います。

4点目の不登校児については、10月31日現在で30日以上欠席者は小学校1人、中学校1人、これは先ほど言いましたけれども。その原因ですけれども、小学校は情緒的な混乱、それから中学校については生活指導上の影響、無気力、不安など情緒混乱2人、複合4人と。いじめが主な原因による不登校というのは1名ございます。不登校の把握は定期報告、連絡協議、研修会等で報告され、いじめとの関連がある場合は、いじめの発生時点で学校からの報告がなされて、その解決に当たるということです。

それから、高校入試についてですけれども、北高の1クラス減の理由については、県教育委員会高校教育課より次のような回答をいただきました。

賀茂学区における平成19年3月の中学卒業予定者は、平成18年3月より減少します。特に、

下田市内で 36人減少し、東伊豆町、河津町、南伊豆町を含めると 60名減少することが見込まれることから、下田市内では 1学級の募集定員減とすることが必要と判断しました。また、下田南高校は一昨年平成 17年度に学級減を実施して 3学級募集となっており、学校運営上 2学級募集とすることは困難だというふうな形で、したがって下田北高校を 1学級減といたしますというようなことです。

入学希望者と入学者数については、9月に高等学校の進路希望状況調査を県下一斉に行います。ここで入学希望者と入学者数のおよその把握がされて、後の個々の進路相談につながっていくわけです。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 自立支援法の本格施行に伴います利用者の負担の問題等につきましてご質問ございました。市長が答弁したとおりの状況になっておりますが、補足説明をさせていただきます。

議員のご質問の中での負担軽減策、それから下田市の関係する施設への問題、さらにつくし学園への影響とか、今後予定されるつくし学園の法人化への問題、これらにつきまして答弁させていただきますけれども、ご承知のようにこの障害者の自立支援法というのは、障害者の地域移行の推進、あるいは就労支援の強化とか、障害者が地域で自立して生活していくための社会を構築することを本来の目的としているもので、本年 10月に本格施行されております。

しかし、この利用者の負担につきましては、昨日の増田議員のご質問でもお答えしましたように、これまでの応能負担からサービスの利用に応じた応益の負担という形に変更されておりまして、サービスが必要とされる方にとりましては、サービスを受けるためにその辺の負担が増えていくというような仕組みになっているわけでございます。

しかしながら、この制度につきましては、一定の負担の上 限額を定めておりまして、生活保護世帯とか、あるいは住民税の非課税世帯で収入 80万円以下の世帯、あるいはそれ以外の低所得者の世帯と一般世帯という形で分けておりまして、生活保護世帯につきましてはゼロ、無料、それから低所得者の住民税非課税、収入 80万円以下につきましては 1万 5,000円、それ以外の低所得者につきましては 2万 4,600円、一般の方につきましては 3万 7,200円というような個別給付の負担上限額が設定されております。しかしながら、これにつきましても、これまでなかった制度でございますので、やはり負担の重圧感というものは、それは影響してい

るということは間違いございません。

一方、福祉施設事業者への報酬につきましても、これまでの月額算定から日々の利用者に対する日払い化というものが導入されておりまして、これにつきましても施設の経営を非常に圧迫している面があるということでございます。

つくし学園につきましては、この利用者の関係について制度が導入されましてから退所される方とか、あるいはサービスの利用を控える方につきましては、今のところ生じていないというふうなお話を伺っておりますけれども、学園自体の収入、これまでの収入が9月分約1,150万円あったわけでございますけれども、法改正後の10月からは、これが1,000万円と少しに減少しております。月にしますと、約150万円の減収になっておりまして、この10月から3月までのこの辺の支援費の減収が約1,000万円見込まれております。これにつきましても、先ほど市長から答弁ございましたけれども、福祉事業者への経営の圧迫に対して、国の方では一定の改善策を講じたいという形で現在調整が進められているところでございます。

また、自立支援法の自立支援給付、個別給付とともに市町村の必須事業としまして、地域生活支援事業というものが、この10月から義務づけられております。これにつきましても、例えば相談支援事業、あるいはコミュニケーションの支援事業、要するに手話通訳の派遣等、あるいは地域活動支援センターの利用者、これらの方々につきましては利用料を一応無料化ということで下田市軽減策を講じております。

さらに、近隣他市の状況につきまして見てみますと、下田市のような軽減策に加えまして、日常生活用具の10%を5%に軽減する方策とか、あるいはさらに低所得者に配慮した支援策を実施していることも見られますけれども、基本的な考え方からすれば、制度そのものに不備があって、これを改善すべき点があれば、それは国にその制度改正を求めていくべきであるという基本的な考えはございます。

今後、そのような動きがございましたら、それに呼応して支援が必要な方々の声を下田市の団体の意思として中央に伝えてまいる必要があるのではないかとこのように考えております。

なお、昨日の増田議員の一般質問でも答弁させていただきましたように、また先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、政府では現在、利用者負担のさらなる軽減策、それと事業者に対する激変緩和措置、さらに新たなサービスへの移行のための緊急的な経過措置を骨子といたしました改善策につきまして、現在調整中でございます。今後、その推移を見守っていく中で、国の考え方に準じた対応を図っていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、障害福祉制度改正によって、弱い立場の方々に負担が重くのしかからないような方策につきまして、市の財政事情を十分勘案した上で、近隣他市の状況とか、あるいは賀茂圏域内の近郊にも配慮しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 高齢者の医療負担軽減策、それから介護保険制度改革に伴う福祉用具、電動ベッド等の利用制限、それからリハビリ医療について質問があったと思います。

高齢者の医療負担軽減策についてですが、この 10月 1日から療養病床に入院している方の食費、居住費がかかることになりました。これは昨年の 10月 1日、介護保険がこのようになったことから、均衡を図るということになったものでございます。

それから、現役並みの所得の方はちょっと難しいんですけども、健康保険の負担軽減、市県民税の非課税世帯については、高齢者の医療負担軽減策として、申請によりまして健康保険の負担軽減額認定証を発行しております。現在 58名ほど発行しておりますけれども、入院時の食費が 1食につき 460円かかるところを 210円という形でなっております。

そして、介護保険制度改革に伴う福祉用具ですね、電動ベッドとかそういうものですが、利用制限についてです。

介護保険制度改正によりまして、4月 1日から要支援者とか要介護 1の比較的軽い方なんです、車いすとか、特殊の寝台等ベッドが、福祉用具が保険給付の対象でなくなりました。経過措置としてサービスを利用して、今現在しているものは 9月 30日までに給付の対象とされました。当市においてもケアマネの連絡会議におきまして、特殊寝台を利用していた軽度者については自費で買ってもらったり、それから自費のレンタルに変えるなど、スムーズな移行に努めております。

なお、18年 8月 14日に厚生労働省の老健局の事務連絡で、福祉用具の貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取り扱い等についてというものが示されまして、基準に基づき介護認定調査項目において、起き上がりが軽い方でもできないとか、寝返りができないという方については、ケースにおいては利用が認められているものでございます。

それから、リハビリの医療についてです。

本年 4月から医療制度の改正がありました。医療保険適用のリハビリに関しては、発症及

び手術後により、リハビリの実施期間が疾病の内容によりましては最大 180日と制限されました。それに伴ってリハビリを中断された方がどのくらいいるのかという質問がございます。

市内及び南伊豆町で医療保険によるリハビリを実施している医療機関にちょっと聞いてみたところ、15人程度の方が該当しているという話でした。すべて把握ができなかったものから、これよりももう少し多いんじゃないかというふうに思っています。

それから、リハビリを中断された方には、介護認定に該当すれば介護保険による事業所の指定を受けた通称リハビリステーション事業所がございますので、その方でリハビリをすることを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 4番。

4番（土屋雄二君） 再質問させていただきます。

市長、昨日来、新事業がないとか、市民から笑顔が消えたとか、いじめの質問が多かったように感じますが、この団塊の世代の誘致で、とてもいい私はプランだと思いますので、戦略会議等へ諮って、ぜひ進めていただきたいと。

ほかの要するにお金のことを言うと嫌がるけれども、市長は、青森県などでは、県で1,400万円だとか、いろいろな地域でね。鳥取では3,850万とか福島では1,200万円かけて、その誘致運動をやっているというような、全国にかなりあるんですけども、下田はほかの地域にないよさというのは十分私はあると思います。

それで、ここに団塊の世代の退職者となる出野総務課長と、一つ上になりますけれども宮本建設課長に、このUターンという問題についてどのように考えるか、自分がその立場にいる人が後で質問に答えていただけたらと思います。

それで、さっきのこの団塊の世代の運動を賀茂郡下で一緒に進めていくんだというようなことなんですけれども、僕はもっとどん欲に積極的に下田市では担当者をちゃんとつくって、それで広報、要するにインターネットを開いてみても、観光地とはいえないような内容です。もっとしっかりした情報発信網をつくってもらって、下田市の親善大使である2名さんいますね、そういう方をお願いをし、またUターンについては、学校の卒業生名簿等で検索できると思うし、Uターンについては、また地元から出ている人の口コミで宣伝していただき、また今Uターンしている人たちから宣伝をしてもらうような体制をしっかりとって、受け入れ態勢は昨日の質問に対して、空き家の情報は市はしっかり持っているぞと、空き地情報、休耕地等の情報もあれば、市にはあると思いますので、それで地域の対応というのをしっか

りつくって、これはメインで戦うべきだと。市長、応援しますから頑張ってください。

次に、プールの関係はとてよいご返事をいただきまして、とても喜んでおります。

それで、宮本課長、もうすぐですけれども、10年、15年たった後、プールでお互いにリハビリで会ったとき、課長、いいのつくってもらってよかったよと、話し合えるようになればと思っております。

障害者自立支援法というのは今見直し、政府の方でもちょっと私自体はこれは悪法だと思っているわけですが、政府もちょっと感づいたようで、3年間で1,200万円かけて負担の軽減をするというような昨日の新聞に……

〔「1,200億」と呼ぶ者あり〕

4番（土屋雄二君） 1,200億円。前にも総合福祉会館のエレベータをつくってくれというのを、平成15年9月の一番初めの一般質問でやらせてもらいまして、私たちはいつかは高齢者になるんだと。それで、いつ障害者になるかもわからないから、障害者というのは私たち健常者にかわって障害を受け持ってくれた人たちなんだから大切にしてくださいと。今でもその気持ちは変わっておりません。担当の課長さん、よろしく願いいたします。

会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで時間を延長いたします。

4番（土屋雄二君） いじめの問題というのは、いろいろ難しい問題もあるわけなんですけれども、昨日来いじめは小・中学校で10校あるわけなんですけれども、4件という報告でした。教育長からね。この4件という報告に対して、教育長は4件が多いと思うか少ないと思うかと。

それで、いじめの報告が少なければ、その学校がいい学校だということじゃなくて、問題点がない学校がよい学校じゃなくて、問題を解決できる学校がよい学校だというふうに認識しております。

それで、マニュアルのいじめの、そのマニュアルでいじめというんですけれども、そのいじめの定義というのがどの辺を指しているのか、また教育長が個人的にいじめというその定義についてお伺いしたいと思います。

それで、マニュアルの政策が平成8年と平成13年11月ということなんですけれども、現代のいじめについては、ちょっとこれ時代が離れ過ぎているんじゃないかと思うんですけれど

も、その辺もお願いいたします。

それで、教育再生会議のいじめ問題の緊急提言というのが先月の 29日ですかありまして、この中で問題を起こした子供に対して指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対処をとる。要するに、教育委員会はいじめにかかわったり、いじめを放置したり、助長した教師に懲戒処分を適用するというような随分厳しい提言が出ております。

それで、学校というのは、私の提案といたしましては、いじめ問題は教育委員会が子供や親から直接電話をもらうとか、手紙をもらうとかの窓口をつくって、毅然と対処する方法がよいんじゃないかと。その理由については、学校というのは 懲戒処分を適用されるなんていったら、また隠しに入るんじゃないかと。そうすると、内部でこのいじめの問題というのは解決できないと。それで、教師というのは、今学力も低下しているということですので、もう少し教育に集中できる状況をつくってやるのがいいんじゃないかと。

それで、先生に相談をとてもいじめというのはしにくい。先生に相談すると、じゃ、帰りに雄二、ちょっと職員室に来いと言うと、雄二がいじめたなど、広がりやすいというような状況がありますので、なかなか学校へ言っていけないというような部分を教育委員会がびしっと教育長を中心に、問題解決に臨んでもらえたらベストだと思います。よろしく願います。

議長（森 温繁君） 当局、答弁。

番外。

教育長（高橋正史君） 実は土屋雄二議員の今考えを聞いて、すごいなというふうに思ったわけですが、実は……

〔発言する者あり〕

教育長（高橋正史君） いやいや、おだてじゃありませんです。

この間、県の市町村の教育長会の際に、県の遠藤教育長が、初頭にそのいじめのことに ついて、実はいじめがあったクラスが悪いクラスだとか、いじめのある学校が悪いとかという形じゃないのが、またいいクラスだとかいい学校ではないんだと。解決できるクラスなり学校、いわゆる相談体制のしっかりしたクラスなり学校、何でもあからさまに言える、むしろ起きるといふそのものではなくて、それが起きたときにどうするというような形がやっぱり学級なり学校なり、また先生に問われるんだと。全く雄二議員と同じことをおっしゃられて、すごいなというふうに思いましたけれども。

結局、1校です。10校でなく1校で4件というのも、それは多いか少ないか。いじめの定

義については文部科学省では、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わない、こういう定義なわけです。

やはり10人いれば、5人いてもそうでしょうけれども、まして50人、100人いた場合にいわゆる子供の交遊関係のトラブルというのは、これはむしろないなんていうのは異常な温室の世界ですので、そこをいじめとして件数として上げる上げないなんていうことは、余り私は意味のないこと。そのことについて、起こった日常の形についてどう先ほど言った解決というんですか、話し合いとかそういうような活動をしていくのかというような形で問われるんだらうというふうに思います。

私自身としては、下田市内のいろいろな形の中で、隠す体質というのはないというふうに思います。

それから、出席停止の件ですけれども、これは教育再生会議というのは、個人的にいろいろな考え方、とんでもないとは言いません。いろいろな考え方の方がいますので、極端な言い方をするような感じの方もいますけれども、やはり出席停止については、ただその子を出席停止にするということは、非常に重要、大ごとだというふうな形の中で、ただ学校教育法26条40条の中で明記されておりまして、下田の市立の小・中学校管理規則第11条の3で性行不良による出席停止というものもありますけれども、なかなかまだ実際にはいじめ行為によって出席停止というような件数は、全国的にもほとんどないと思いますけれども、そういうような形の中で。

ただ、私もニュースを見ていていつも情けなくなるんですけれども、みんなの前で謝るのは校長と教育長というような形の中で、非常に情けないわけですけれども、やはり加害者指導というのは、いじめている方についての指導というのは、確かに不十分なところが多いなというふうには思います。

先ほど言ったように、いじめられているというそのことに、私はいじめていないよと言っても、いじめられている子にとっていじめられているとすれば、それはいじめだというふうにやっぱりとらえるべきで、その辺が教師の一つの感性。ただし、私も30何年間超しましたけれども、先ほど言った教師の前でいじめる子はいません。だから、そういう面でのやっぱり教師の感性というような形の中で、教師の前では普通な顔しているけれども、何か寂しそうで、そういうのを見つけるのが、私はプロだというふうにこう思います。

それから、窓口を教育委員会にして教員委員会がというような形の中で、教育委員会に相

談もあります。それから、学校の報告は必ず教育委員会に来まして、こういうふうに言って私たちが出かけたり、校長なり担当の教員を呼んでいろんな形でこうしていこう、ああしてということのような形の中で検討しています。

ただ、教育委員会自らが、それは私たち自身も学校と連携しながらしていきますけれども、あくまでやっぱり私は主体は学校である。それを私たちは積極的に支援していくというような形で取り組んでいきたいなというふうに思います。決して教育委員会が逃げるとか、そういうことではなくて連携して。

そして、私自身の個人的なあれとして、非常に特に中学生ぐらいになりますと、いじめられたという子供同士、生徒同士より父母、お父さんお母さんのいわゆる感情的な対立というような、非常に難しいわけで、子供同士は案外あれしても、お父さんお母さん同士の対立が続くなんていうのがありまして、非常に難しいわけですがけれども、そういうようなことに関しても教育委員会、学校一体になって、また地域の人たちとも連携しながら、頑張っていきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） では、ご指名ですので、団塊の世代のはしりとして、私は今まで生きております。昭和 20年から 24年、先ほど市長が申し上げたように、約 70万人の同級生がいるわけでございます。

土屋雄二議員のこの一般質問の通告書を見たときから、これはすばらしい一般質問だなということで関心はしていました。今、日本の経済があるのは、この団塊の世代の人たちのおかげだと、私は思っております。

いろいろ新聞等を見ますと、都市部に約 70万人の半分 35万人の団塊の方々が住んでおられるということで、人口減に悩む地方自治体は脱都会宣言を掲げて、その団塊の世代の人たちを田舎へ呼び込もうということで、今各自治体では非常に政策を考えて、予算を組んで頑張っているところがあるところ聞いております。

確かに、下田市もこの団塊の世代をいかに呼び込むかが、今後 の課題ではないかと思えます。そのために、先を見込んで 3年前にはリノベーションという格好の中で、空き家対策も下田は実施してございます。何軒空き家があるかということも台帳に備えてございます。

今後の事務局体制ということも先ほど指摘されましたが、下田だけで はなかなかやっても効果がないと。伊豆南部、賀茂郡全体の中で広域市町村圏協議会というのが、下田 が事務局

を持っています。その辺、ほかの町と連携を保ちながら、これらについては研究していく必要があるのかなということで、大変すばらしい政策提案だと思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） その団塊の世代の退職者の代表として一言。

私も来年 3月で退職になりますけれども、今本当に議会の対応でいっぱい、将来のことなんかとりあえず。今日みたいな緊急な質問も出ますし、そこま で考えたことなかったんですけれども、とにかく終わったらのんびりしたいなというようなことと、もう一つは私の女房が岩手県ですので、兄弟含めて農業をやっていますもので、暇があったら手伝いに行きたいなと。それがIターンかなというような感じもしますけれども、友人も結構おりますので、のんびりこっちへ来てもらうような格好で、暇があればまたゴルフでもやるようなつもりでおります。

それと、最後のプールの話ですけれども、 10年後だか 15年後に会いましょうなんて言いますけれども、まずプールの修繕をやらないとちょっともちません ものですから、またその辺はよろしく願いまして。

また、私の方はリハビリかもしれませんが、議員さん減量の方で会うことがありましようけれども、そのときはよろしく願います。

以上です。

議長（森 温繁君） 4番。

4番（土屋雄二君） 宮本課長、Iターンで行って しまわないように、よろしく願います。大変退職金もいっぱいだそうですし、財源とすれば大変必要なことです。

以上。

議長（森 温繁君） これをもって、4番 土屋雄二君の一般質問を終わります。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 7分散会